

平成 21 年度版

**安芸高田市の男女共同参画施策
実施状況報告書**

安芸高田市

目 次

第1部 安芸高田市の男女共同参画の現状

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 安芸高田市の人口 | 2 |
| 2 | 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用 | 2 |
| 3 | 地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用 | 3 |
| 4 | 一般職員の在職状況 | 3 |

第2部 安芸高田市の男女共同参画の実施状況

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 平成21年度の主な啓発事業 | 4 |
| 2 | 安芸高田市男女共同参画プランの施策の体系 | 7 |
| 3 | 安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況 | 9 |
| (1) | 男女平等の意識づくり | 9 |
| (2) | ともに参画する社会づくり | 16 |
| (3) | 自立した生き方づくり | 21 |
| (4) | 安心して暮らせるまちづくり | 29 |

第3部 資料編

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 安芸高田市男女共同参画宣言都市宣言文 | 44 |
| 2 | 男女共同参画宣言都市式典時のアンケートから | 45 |

第1部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1 安芸高田市の人口

総人口 31,968人
男性 15,372人
女性 16,596人
世帯数 13,222世帯

(平成22年3月31日現在住民基本台帳登録者)

2 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

(平成22年4月1日現在)

| 審議会等名 (安芸高田市は省略) | 設置根拠 | 委員総数 (人) | うち女性委員数 (人) | 女性の割合 (%) |
|---------------------|--------------------------|-------------|----------------|--------------|
| 防災会議 | 災害対策基本法第十六条 | 38 | 0 | 0.0 |
| 民生委員推薦会 | 民生委員法第五条 | 14 | 2 | 14.3 |
| 国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険法第十一条 | 9 | 2 | 22.2 |
| 介護認定審査会 | 介護保険法第十四条 | 27 | 5 | 18.5 |
| 社会教育委員会 | 社会教育法第十五条、第十七条の二 | 18 | 4 | 22.2 |
| 図書館協議会 | 図書館法第十四条 | 9 | 6 | 66.7 |
| 文化財保護審議会 | 文化財保護法第百九十一条 | 10 | 0 | 0.0 |
| 障害認定審査会 | 障害者自立支援法第十五条 | 11 | 4 | 36.4 |
| 児童館運営委員会 | 安芸高田市児童館条例七条 | 9 | 5 | 55.6 |
| 博物館協議会 | 安芸高田市博物館設置及び管理条例第十三条 | 9 | 0 | 0.0 |
| 人権相談員 | 安芸高田市人権相談員設置条例第一条 | 3 | 1 | 33.3 |
| 生活指導員 | 安芸高田市生活指導員設置条例第一条 | 123 | 62 | 50.4 |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条 | 5 | 1 | 20.0 |
| 体育指導委員 | スポーツ振興法第十九条 | 59 | 22 | 37.3 |
| まちづくり委員会 | 安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条 | 30 | 11 | 36.7 |
| 国民保護協議会 | 安芸高田市国民保護協議会 | 28 | 7 | 25.0 |

| | | | | |
|----------------|--------------------|-----|-----|--------|
| 男女共同参画審議会 | 安芸高田市男女共同参画推進条例十七条 | 15 | 8 | 53.3 |
| 合 計 | | 417 | 140 | 33.6 |
| (参考広島県平均) | | | | (23.8) |
| 安芸高田市 平成 21 年度 | | | | 31.0 |
| 安芸高田市 平成 20 年度 | | | | 29.8 |

3 地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員等の女性の登用

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 委員会、委員名 | 委員総数(人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員割合 (%) |
|----------------|---------|--------------------|---------------|
| 教育委員会 | 6 | 2 | 33.3 |
| 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 |
| 公平委員会 | 3 | 0 | 0.0 |
| 監査委員 | 2 | 0 | 0.0 |
| 農業委員会 | 36 | 2 | 5.6 |
| 固定資産評価審査委員会 | 3 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 54 | 4 | 7.4 |
| (参考広島県平均) | | | |
| 安芸高田市 平成 21 年度 | | | |
| 安芸高田市 平成 20 年度 | | | |

4 市役所一般職の在籍状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 一般職 職員総数 | うち女性 (人) | 女性比率 (%) | 一般職職 員のうち 管理職総 数 | うち女性 (人) | 女性比率 (%) |
|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 市長部局 | 280 | 58 | 20.7 | 43 | 3 | 7.0 |
| 教育委員会事務局 | 54 | 30 | 55.6 | 6 | 1 | 16.7 |
| 保育所 | 47 | 45 | 95.7 | 0 | 0 | 0.0 |
| その他行政機関 | 68 | 4 | 5.9 | 10 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 449 | 137 | 30.5 | 59 | 4 | 6.8 |
| (参考広島県平均) | | | | | | (10.9) |
| 安芸高田市 平成 21 年度 | | | | | | 6.8 |
| 安芸高田市 平成 20 年度 | | | | | | 6.7 |

第2部 安芸高田市の男女共同参画施策の実施状況

1 平成21年度の主な啓発事業

【男女共同参画週間啓発事業】

1. 目的 男女共同参画週間において、男女共同参画社会の意識向上を図る。
2. 内容 安芸高田市広報紙6月号において、男女が互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら自分の個性や才能を發揮し、社会のいろいろな分野に参画し、等しく権利や喜びを受け、責任もいっしょに担う社会づくりの呼びかけを行う。
3. 時期 6月23日～29日(男女共同参画週間)

【安芸高田市男女共同参画宣言都市奨励事業】

1. 目的 豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざし、市を挙げて、住みよいまちづくりをめざすために「男女共同参画宣言都市」になることを宣言する。
2. 内容 ①記念式典ならびに式典の中で市長が宣言文を宣誓する。
内閣府より男女共同参画の実現を目指しての取組報告。
パネル展ほか啓発チラシ配布等。
②男女共同参画宣言都市記念講演会
講師 映画字幕翻訳者 戸田奈津子さん
演題 字幕の中に人生
～女(ひと)と男(ひと)、ともに豊かに生きる～
3. 日時 平成21年9月5日(土)
4. 場所 クリスタルアージョ
5. 参加者 450人

【男女共同参画リレー講座】

1. 目的 安芸高田市内における男女共同参画を推進することを目的として、自己啓発の機会、男女でともに取り組む地域づくりを支援する。
2. 学習内容 男女共同参画に向けて基礎的な知識を身につけるため、身近なテーマや事例をもとに学習を深める。
テーマは、女性も男性も互いに理解し合い一人ひとりが輝いて生きていることの大切さを日常の生活と結びつけて考え方学習する。
3. 講師 中国新聞社論説委員 石田信夫さん
4. テーマ 「問う女 聞けない男 — 共同参画の足元 —」
5. 日時等 ①平成22年1月23日(土)
場所 八千代人権福祉センター(吉田・八千代地域)
参加者 48人(うち男性9人)
②平成22年2月6日(土)
場所 たかみや人権会館(美土里・高宮地域)
参加者 42人(うち男性13人)
③平成22年2月13日(土)
場所 向原若者センター(甲田・向原地域)
参加者 103人(うち男性23人)

【男女共同参画推進講演会】

1. 目的 安芸高田市における男女共同参画を推進のため、市民、市職員、事業者の自己啓発の機会として、男女共同参画の現状を認識し、自己の意識変革を促すとともに、市民等が共通認識をもって男女共同参画の社会づくりを推進するため。(職員の研修を兼ねる)
2. 学習内容 リレー講座と同じ
3. 講師 中国新聞社論説委員 石田信夫さん
4. テーマ 「問う女 聞けない男 — 共同参画の足元 —」
5. 日時等 平成22年3月16日(火)
場所 クリスタルアージョ 小ホール
参加者 100人

【おとこのライフセミナー】

1. 目的 男女共同参画において、男性の自己変革もきわめて重要であり、団体が企画された「おとこのライフセミナー」は、男性の自立にも通じる講座として共催実施する。
2. 学習内容 男性と女性、互いの違いを理解した中で男女共同参画の意識は向上するが、まず女性とのコミュニケーションをとり、互いを知り認め合う状況を作り出し、自らアピールし実践する能力を高める。
3. 講師 結婚コンサルタント 大橋清朗さん
4. テーマ 結婚のためのモテ講座
5. 日時等 ①平成22年3月28日(日)
場所 クリスタルアージョ 小ホール
参加者 41人

2 安芸高田市男女共同参画プランの施策の体系

《基本目標》 《施策の基本方向》 《具体的施策》

1 男女平等の意識づくり

- (1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり
 - ① 広報・啓発の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進
 - ① 学校教育における男女平等の推進
 - ② 生涯学習における男女平等の推進
 - ③ 家庭等における男女平等の推進
- (3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進
 - ① 人権教育・啓発の推進
 - ② 学習環境の充実
 - ③ 推進体制の充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革
 - ① 広報・啓発活動の充実
 - ② 主体的な取り組みの支援
 - ③ 法律・制度の理解促進

2 ともに参画する社会づくり

- (1) 施策・方針決定の場への女性参画促進
 - ① 審議会等への女性の参画促進
 - ② 団体などへの女性登用の働きかけ促進
 - ③ 女性の人材登録の促進
- (2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進
 - ① 家庭での男女共同参画の推進
 - ② 地域活動への女性の参画促進
 - ③ 職場における男女平等の推進
- (3) 行政の男女共同参画推進の取り組み
 - ① 女性職員の職域拡大
 - ② 女性職員の管理、監督者への登用促進
 - ③ 女性職員の方針決定の場への参画促進

3 自立した生き方づくり

- (1) 自立の意識の確立をめざして

- ①男女の意識改革の推進
 - ②女性の自立意識の向上
- (2) 子育てをしやすい環境の整備
- ①保育の充実
 - ②子育て支援体制の充実
 - ③児童の育成環境の整備
- (3) 農山村における男女平等参画の推進
- ①女性が活動しやすい環境づくりの推進
 - ②経済的地位向上と就業条件・環境整備
- (4) 高齢者の主体的活動を支える条件整備
- ①就労支援の充実
 - ②社会参画の推進
- (5) 社会支援を必要とする女性(男性)のための支援
- ①相談体制の充実
 - ②自立の支援

4 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 生涯を通じた健康づくり
- ①健康づくりの推進
 - ②生命と性の尊重
- (2) 生活安定のための条件整備
- ①総合的な福祉サービスの充実
 - ②地域福祉活動の推進
 - ③福祉のまちづくりの推進
- (3) 安全・安心のまちづくり
- ①子どもの安全の確保
 - ②日常生活における安全の確保
 - ③災害時における安全の確保
- (4) 若者が居住する環境づくりの促進
- ①定住基盤の整備
 - ②定住を支える環境づくりの推進
- (5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実
- ①女性に対する暴力の発生防止
 - ②セクシャルハラスメント防止対策充実
 - ③相談体制の充実

3 安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況

(1) 男女平等の意識づくり

| 施策の基本方向 | 具体的施策 | 事務事業名 | |
|-------------------------------------|------------------|-----------|----------------|
| (1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり | ①広報・啓発の充実 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | ②情報提供・収集の充実 | 120 | 広報事業 |
| | | 再掲 129 | 男女共同参画事業 |
| (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進 | ①学校教育における男女平等の推進 | 144 | 家庭教育事業 |
| | | 168 | 人権教育推進事業 |
| | | 169 | 体験活動推進事業 |
| | | 170 | キャリア教育推進事業 |
| | | 177 | 人材育成事業 |
| | ②生涯学習における男女平等の推進 | 179 | 小・中学校管理運営事業 |
| | | 138 | 高齢者大学開催事業 |
| | | 139 | 市民セミナー開催事業 |
| | ③家庭等における男女平等の推進 | 142 | その他教室・講座開催事業 |
| | | 再掲 144 | 家庭教育事業 |
| | | 151 | 幼稚園管理運営事業 |
| | | 299 | 保育所運営事業 |
| (3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進 | ①人権教育・啓発の推進 | 221 | 人権啓発推進事業 |
| | ②学習環境の充実 | 216 | 啓発・広報活動事業(吉田) |
| | | 217 | 啓発・広報活動事業(八千代) |
| | | 218 | 啓発・広報活動事業(高宮) |
| | | 219 | 啓発・広報活動事業(甲田) |
| | ③推進体制の充実 | 再掲 221 | 人権啓発推進事業 |
| | | 238 | 総合相談事業(吉田) |
| | | 239 | 総合相談事業(八千代) |
| | | 240 | 総合相談事業(高宮) |
| | | 241 | 総合相談事業(甲田) |
| (4) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革 | ①広報・啓発活動の充実 | 再掲 129 | 男女共同参画事業 |
| | ②主体的な取り組みの支援 | 227 | 人権啓発推進団体活動支援事業 |
| | ③法律・制度の理解促進 | 265 | 団体援助事務事業 |
| | | 122 | 行政相談事業 |

1 男女平等の意識づくり

(1)あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までの全ての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策を図ります。

①広報 啓発の充実

- 固定的な受動分担意識を解消し、男女平等意識啓発イベント講演会、セミナーの実施など啓発事業の充実を図ります。

②情報提供・収集の充実

- 男女平等意識啓発や女性問題への認識を深めるため、広報「あきだかた」をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配付などを通じた情報提供の充実に努めます。

| 部 | 課 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|--------------|----------------------------|-----------------|--|------------------------------|-------|--|-----------------|
| 市民部 市民生活課 | 再 廉業 129 男女共同参画事業 委嘱 | ○すべての市民市・市民・事業者 | ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、市民への男女共同参画社会の実現をめざす | ○啓発資料の作成・配布や講演会・講座等参加者数:784人 | 3,214 | 男女平等意識づくりの浸透を図るために、啓発講座やセミナーイベントの開催、啓発資料の配布を行い啓発に努めたが、市民への周知のため広報やホームページを活用して啓発を図る必要がある。 | |

③情報提供・収集の充実

- 男女平等意識啓発や女性問題への認識を深めるため、広報紙「あきだかた」、女性問題啓発冊子の収集・作成・配付などを通じた情報提供の充実に努めます。

| 部 | 課 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|--------------|----------------------------|---------------------|--|---------------------------------|-------|--|-----------------|
| 総務部 政策企画課 | 再 廉業 120 広報事業 | ○広報紙:市民・市民、安芸高田市訪問者 | ○市役所からの情報を正確に伝える。 ○広報紙を年12回発行 ○ホームページを運営 | ○広報紙を年12回発行 ○ホームページ更新件数:983件 | 5,175 | 広報紙では、大きな特集こそ組んでないが、男女共同参画宣言都市の式典や、関連にいたり講演会等を年間に度々実施し、市民の皆様がどちらに合わせ合うか社会の重要性を伝えてきた。また十分どこで伝えなければいけない内容が、ホームページに記事掲載していく必要がある。 | |
| 市民部 市民生活課 | 再 廉業 129 男女共同参画事業 委嘱 | ○すべての市民市・市民・事業者 | ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、男女共同参画社会の実現をめざす | ○啓発資料の作成・配布や講演会・講座等参加者数:784人 | 3,214 | 男女共同参画施策の視点のため、他の自治体と同じでまだつづりを身近に感じさせることで、男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することとともに、男女共同参画社会の実現をめざす | |

(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

①学校教育における男女平等の推進

- 男女平等の意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。
- 基本人権を尊重し、男女平等観を育む児童生徒一人ひとりを大切にした男女平等教育を推進します。
- 男女平等観に立った教材、副読本等を用いると共に、性別にとらわれず、個々の能力、適正を重視した進路指導を行います。
- 技術家庭科の共修など男女平等に基づいた学校づくりを推進します。
- 職場体験や体験活動などを通じて、男女平等への理解を深めるよう、各学校における特色のある体験学習の実施を推進します。
- 男女平等教育を推進していくため、教職員の意識や資質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。
- PTA活動における男女共同参画を推進するため、男性や娘している女性の参加を促進します。

| 部 | 課 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|----------|--------------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|------|--|-----------------|
| 教育委員会事務局 | 再 廉業 144 家庭教育事業 | ○市内在住の子どもを持つ保護者 | ○家庭教育の視点から家庭教育の実施 | ○家庭教育推進事業(講演会等) 講座開催回数:24回 | 365 | 幼稚園・保育所・小学校・中学校等で連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者を対象とした家庭教育力向上のための学習会を開催した。 | |

| | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|---|--|------------|--|
| ○安芸高田市の成人 事業 | 139 市民セミナー開催 ○安芸高田市の成人 事業 | ○生徒学習の現代的な課題を中心とした学習機会の提供を行い、市民一人一人が「生涯学習の観点に立ち、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることの実現」とする。 | ○地域のニーズ、社会の要請に応じた定期講座(規則第5条、第22条) | 講座開催回数:17回 | 450 市内の六文化センター等でそれをその状況に応じて年3回程度実施している。市民のニーズに 맞づいた内容と社会的課題に關する内容等における男女間の関係の現状と課題等身近な問題について学習機会を設置する。 |
| ○安芸高田市教委事務局 | 142 その他教室・講座 開催事業 | ○市民の多様なニーズや社会時代の変化に対応した学習機会を提供し、教育の向上、健康新の創造、情報の発信、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。 | ○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。(根拠法:社会教育法第5条、第22条) | 開催回数:291回 | 331 学級、講座等趣味、教養的学習に沿って、至難の内容で男女共同参画の努力を込めた学習は難しい部分があるので、学校・講座等の運営等に男女双方の意見を十分尊重しながら進めることを目指している。 |

③家庭等における男女平等の推進

- 家庭における男女平等の意識が推進されるよう、男女平等についての保護者指導団・保健所における参画指導による男女平等意識の啓発に努めます。

| 部 門 | 事務事業名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | | 実績報告 | 実績額(千円) |
|----------|----------------------|---------------------------|---|--------------|--|---------|--|
| | | | | 参 加 者 数 | 講 席 回 数 | | |
| 教育委員会事務局 | 144 家庭教育事業 生理学実習課 | ○市内在住の子どもを持つ保護者 | ○様々な弱点から家庭教育の在り方を見直すきっかけ作りの実施 | 1,353人 | 24回 | 365 | 男女共同参画施策の視点での評価 市内の子育て関係団体と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者等を対象とした家庭教育向上のための学習機会を提供した。 |
| 幼稚園管理運営課 | 151 幼稚園管理運営事業 | ○吉田幼稚園及び保護者 | ○幼稚園の運営に際し、入園・退園の管理や保育料の管理を円滑に実施する。 ○就学前教育を提供し、就学前の幼児の健やかな成長に資する。 | 46人 | ○入園及び退園届類の発行等 ○幼稚園保育料の徴収業務 ○幼稚園運営室 | 5,330 | 幼稚園における「遊び」を中心とした男女平等意識の啓発に努めた。 |
| 学校教育課 | 239 保育所運営事業 | ○日中整育を受けることができる乳幼児及びその保護者 | ○保育所への入所の決定及び保育料の徴収業務 ○保育者の就労等の支援を行ったため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。 | 594人 810人 | ○保育所への入所の決定及 び保育料の徴収。公立保 育所の施設の維持管理と事務 の調整。 | 707,228 | 保育者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。 |

(3)男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育啓発の推進
男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、
意識改革への取り組みを強化します。

① 1 検教委・政務の世論

| ○「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深めらるよう、住民が主体的に人権問題に取り組める環境づくりを進め、人権教育・啓発の推進を図ります。 | | 男女共同参画施策の視点での評価 | | | |
|--|----------------------|---|--|---|-----------|
| 部 門 | 課 題 | 内 容 | 自 由 記 入 | 実績報告 | 法算額(単位千円) |
| 市民部 市民活動課 | 市民事業 221 人権啓発推進事業 | ○広くすべての市民を対象とする ○日常生活中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで安心安全な社会の実現を目指す。 | ○人権啓発強調月間である7月 に人権講習会・人権標語奉公等の人権啓発講座を内外で開催。映画上映会や人権フェスティバルを開催した人権啓発講座参加者数: 603人 人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連絡講座の開催 | 人権啓発エスティバル参加者数: 1020人 人権啓発講座に参加者数: 2213人 人権啓発連絡講座参加者数: 603人 | 2,561 |

②学習環境の充実

| 部 | 課 | 再・事業 | 事業本業名 | 対 象 | 目 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|-------------|------|----------------|---|---|---|---|--|
| 吉田人権会館 | 216 | 啓発・広報活動事業(吉田) | ○吉田人権会館の啓発する吉田町の市民、ならびに企業、事業所、各団体を対象とする。 | ○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識を呼びかけるものであり、繰り返し必要。断続的に街頭啓発や啓発資料の配付を行う。 ○業中啓発として7月の安芸高田市人権啓発強化月間と12月人権週間に、参加しやすい説明会を実施する。 ○地元はや講習会で、人権意識の役割を述べて、積極的に人権研修会を実施する。 | ○人権啓発は、基本意識の高い方のため、人権を呼びかけるものであることの理解と意識を呼びかけるものであり、繰り返し必要。断続的に街頭啓発や啓發資料の配付を行う。 ○業中啓発として7月の安芸高田市人権啓発強化月間と12月人権週間に、参加しやすい説明会を実施する。 ○地元はや講習会で、人権意識の役割を述べて、積極的に人権研修会を実施する。 | 人権啓発紙配布数:1549枚 人権講演会参加者数:1400人 人権講座・研修会参加者数:437人 | 976 吉田地区の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。 |
| 八千代人権福祉センター | 217 | 啓発・広報活動事業(八千代) | ○八千代人権福利センターが管轄する八千代町の住民、並びに事業所、各団体に所属する市民を対象とする。 | ○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識を育むため、お若い方に向けて、お年寄りの方に向けて、誰もが豊かで、暮らしやすい社会の実現を目指す。 ○誰もが、活動へ参加することへの印象け等に応じやすいよう多用な啓発方法を実施する。 | ○断続的な街頭啓発や啓發資料の配布毎月行なう。 ○7月の安芸高田市人権週間に合わせて、人権週間に合わせた参加しやすい啓発イベントを実施する。 | 人権啓発紙発行回数:12回 人権啓發紙発行枚数:180人 人権啓發紙発行枚数:390枚 | 1,200 八千代地域の人権に対する学習機会の充実を図るために、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。 |
| たかみや人権会館 | 218 | 啓発・広報活動事業(高宮) | ○たかみや人権会館の管轄する高宮町の住民、並びに事業所、各団体を対象とする。 | ○日常生活の中で人権尊重する多くの人が理解し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。 | ○各種人権講演やパネル展、人権意識の高揚を図る。 ○業中啓発を12月の人権週間に実施。「各種団体と連携、人権意識の高揚を図る。」 | 人権講演会参加者数:89人 人権講座・研修会参加者数:235人 街頭啓発・啓發誌配布数:428人 | 1,975 高宮地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。 |
| 甲田人権会館 | 219 | 啓発・広報活動事業(甲田) | ○甲田地域の市民及び企業、事業所、各種団体 | ○人権問題解決にため、基本的人権の尊重と人権意識の向上を図り、一人ひとりが人権問題に同心を持ち、自らの問題として考え行動する。また、差別のない、人・種く安芸高田市の実現を目指す。 | ○啓発広報紙の全戸配布金額 だより、チラシを行なう。啓物の設置及び広報活動・人権バトル旗を飾り、人権バトル旗参加者数:267人 | 人権講演会等参加者数:540人 人権講座・人権バトル旗参加者数:1000枚 | 1,308 ①講演会の開催と受けに受けについては、女性会に話しかけている。実際につつてもらっている。②会館だよりで講演会等の報告をするが、女性の感想意見を載せるようにしている。 |
| 市民部 | 再・活動 | 人権啓発推進事業 | ○広くすべての市民を対象とする。 | ○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮らしやすい社会の実現を目指す。 | ○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権講習会・映画上映を中心にとした人権フェスティバルを開催。人権啓發会場内に人権フェスティバルを開催するリーダー会議室として、人権啓發会場の講師 | 人権フェスティバル参加者数:1020人 人権啓發会場内映画上映を内人権啓發会場参加者数:2113人 人権啓發会場参加者数:603人 | 2,561 地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るために、講演会等を開催したが、他の講演会等行事と重複する課題がある。 |

③推進体制の充実

- 男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を総合的に推進していくため、関係各課の連携を強化するとともに、人権問題に対する適切な対応ができるよう、相談事業や職員研修の充実を図ります。

| 部 | 課 | 再事業名 | 事業事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|-------------|----------------|---------------|----------------|--|---|------------------------------------|--|--|
| 吉田人権会館 | 238 総合事業(吉田) | ○悩みを持つ市民 | ○悩みを持つ相談事業会の運営 | ○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、専門性を發揮して助言や、悩みを取り除くことで、早期解決を目指す。 | ○悩みを持つ市民に、専門性により定期的に巡回相談受付件数:522件、相談員研修への参加者数:50人 | 巡回相談受付件数:522件、相談員研修への参加者数:50人 | 2,585 男女共同参画施策の視点での評価 | 吉田地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。 |
| 八千代人権福祉センター | 239 総合(千代) | ○悩みを持つ市民(八千代) | ○悩みを持つ相談事業会の運営 | ○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上を下げない、相談内容で、悩みに対する助言指導を行うことで、悩みの早期解決を目指す。 | ○来館が難しい市民に対しての対応や、来館相談者に対する対応として職員が対応する。 | 巡回相談:5回 一般相談件数:205件 相談員研修回数:20回 | 600 ハ千代地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。 | |
| たかみや人権会館 | 240 総合相談事業(高宮) | ○各種問題の悩みを持つ市民 | ○悩みを持つ市民 | ○悩みを聞いてその解法の助言や悩みを取り除く方法 | ○地元住民に対し、生活上の相談に際する相談に応じ直面する相談者を行なう。相談員の資質向上のための各種研修[相談員連絡会] | 巡回相談件数:43戸 一般相談件数:205戸 相談員研修回数:20回 | 2,788 高宮地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。 | |
| 甲田人権会館 | 241 総合相談事業(甲田) | ○悩みを持つ市民及び担当者 | ○悩みを持つ市民及び担当者 | ○開設相談や訪宅相談、訪宅相談を行ない、市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○各課研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。 | ○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談などで早期解決を目指す。 ○相談員の資質向上のため各種研修やコース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。 | 巡回相談件数:65件 一般相談件数:152件 相談員研修回数:13回 | 2,092 相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっています。相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図る。 | |

(4)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革

社会制度や地域社会の慣行にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立つて、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりや地域社会における意識改革を促進します。

①広報・啓発活動の充実

- 広報・啓発を積極的に展開し、生涯学習や日常生活的な地域活動を通じた男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しを推進します。

| 部 | 課 | 再事業名 | 事業事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|-----|-------|----------|-------------------|--|--|-----------------------------------|------------------------|-----------------|
| 市民部 | 市民生活課 | 男女共同参画事業 | ○すべての市民(市・市民・事業者) | ○男女平等の意識を、市民に広め普及発展することも、男女共同参画社会の実現をめざす | ○男女平等の意識を、市民に広め普及発展することも、男女共同参画社会の実現をめざす | 講習会等参加者数:784人、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る | 3,214 始発講座セミナー等の視点での評価 | 男女共同参画施策の視点での評価 |

②主体的な取り組みの支援

| 部 | 課 | 再事業名 | 事業事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|-----|-------|----------------|-----------|--------------|--------------------------|---|----------------------------|-----------------|
| 市民部 | 市民生活課 | 人権啓発推進団体活動支援事業 | ○人権啓発推進団体 | ○自主活動の活性化を図る | ○人権啓発活動団体や女性面体への活動支援を行う。 | 各団体の活動内容 ①市民講習会開催。②地域学習会を開催。③人権機関等の一部補助を行なう。④各団体の活動内容 ①市民講習会開催。②地域学習会を開催。③人権機関等の一部補助を行なう。④会員登録(花道運動等)。⑤会員登録(花道運動等)。 | 5,948 女性連合会への活動支援を行ない、市民の主 | 男女共同参画施策の視点での評価 |

③法律・制度の理解促進

- 男女共同参画に基づく法律・制度について、正しい理解が深まるよう、普及啓発に努めることもしくは、人権が侵害された場合における行政相談や人権擁護機関等の積極的な活用を促進します。

| 部 門 | 姓 名 | 事務事業 番号 | 事務事業名 対象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 相談件数・28件 | 法算額(千円) 0 |
|-----------|-----------|------------|--|--|--|---|--|
| 総務企 業部 | 佐藤理子 | 122 | 行政相談事業 ○市民・行政相談委員 | ○国行政熱線に關する要望 や意見などの相談業務を行つ行政相談委員との連携を図る | ○相談日の調整と広報、啓発 ○1日総合相談の開設 | 行政相談委員として女性を1名選任し、女性の相談を受けやすくする環境の推進に努めた。 | 男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう各補助団体と連携を図った。 |
| 福祉保 健部 | 社会福 祉課 | 265 | 社会福利団体援 助事務事業 ○安芸高田地区保健同会員並 びに道族会・原爆被患者会員 | ○青少年の非行防止と犯罪防 止運動の推進 ○原爆被患者間の医療・福祉の 向上を図るために活動と、原 爆死没者へ対する慰靈として核 焼却地を自指す活動を支援する。 ○被災者の調整と道族間の相 互扶助等、道族連合会活動を 支援することを目的とする。 | 安芸高田地区保健同会員 数・21人 道族連合会会員数・261人 原爆被患者会員数・1,839人 | 1,073 | 男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう各補助団体と連携を図った。 |

(2) ともに参画する社会づくり

| 施策の基本方向 | 具体的施策 | 事務事業名 | | |
|-------------------------|--------------------|-------|-----|----------------|
| (1)施策・方針決定の場への女性参画促進 | ①審議会等への女性の参画促進 | | 124 | 地域振興支援事業 |
| | | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | ②団体などへの女性登用の働きかけ促進 | | 264 | 社会福祉協議会事業援助事業 |
| | | | 381 | 農業生産者組織育成事業 |
| | | | 396 | 商工業団体支援事業 |
| | ③女性の人材登録の促進 | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| (2)家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進 | ①家庭での男女共同参画の推進 | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | | 再掲 | 124 | 地域振興支援事業 |
| | ②地域活動への女性の参画促進 | 再掲 | 227 | 人権啓発推進団体活動支援事業 |
| | | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | | | 382 | 担い手育成事業 |
| | ③職場における男女平等の推進 | 再掲 | 396 | 商工業団体支援事業 |
| (3)行政の男女共同参画推進の取り組み | ①女性職員の職域拡大 | | 439 | 職員人事管理事業 |
| | ②女性職員の管理、監督者への登用促進 | 再掲 | 439 | 職員人事管理事業 |
| | ③女性職員の方針決定の場への参画促進 | 再掲 | 439 | 職員人事管理事業 |

2ビットに参画するサスペンド

(1)施策・方針決定の場への女性参画促進
男女双方の視点に立ったものの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他の施策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

女性委員会への女性の参政権運動の進展をめぐる議論の占める割合の高さが、女性委員会の性別差別に対する抗議の強さを示す一つの指標です。

②団体などへの女性登用の働きかけ促進

| 部 | 科 | 専門 | 対象事業名 | 目的 | 内 容 | 実績報告 | 男女共同参画旅館の視点での評価 |
|---|-------------------------|------------------------|-------------------------|--|--|--|-----------------|
| ○ JA、商工会、社会福祉協議会など地域において、積極的に女性を登用するよう働きかけます。 | 社会福利厚生課 社会保険課 労働課 | 264 事業援助事業 | ○安芸高田市社会福祉協議会 事業援助事業 | ○安芸高田市社会福祉協議会 ○ボランティア活動の推進として公共の健全な運営と、事業のボランティア活動に参画したいボランティアを必要とする市民。 | ○地盤福利の推進として公共の健全な運営と、事業のボランティア活動に参画したいボランティアを必要とする市民。 ○ボランティア延べ活動回数 社会福祉事業調整協議会開催回数:3回 ボランティアセンター受報者数:68団体・820人 | 67,176 安芸高田市社会福祉の理事・監事は18名で内12名(67%6%)が、評議員31名の内12名(38.7%)が女性である。今後も女性の登用率の向上を目指すよう働きかけを行はずである。 | |
| ○ 職業の生産者部会による差別化と経営安定のための生産者組織の活性化を図る。 | 生産技術課 販売課 | 381 農業生産者組織 育成事業 | ○農業の生産者部会に加入する農業生産者 | ○生産技術の向上による差別化と経営安定のための生産者組織の活性化を図る。 | ○農業の生産者部会の活動助成金申請団体数・団体 ○各団体主催の研修会、総会等への参加 | 980 異様に対して、女性参画拡大の働きかけを行なった。 | |

| | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|---------------|------------------------------|--|--|------------------------------------|
| 産業振興部 | 商工課 光課 | 396 | 商工業団体支援 事業 | ○安芸高田市商工会(市内の商工業者) ※H19年4月合併 | ○経営改善等及事業一報登録指導員(7名)による経営相談窓口講習会受講延人数:1420人 講習会受講延人数:34件 金融のあつせん件数:34件 | ○経営改善等及事業一報登録指導員(7名)による経営相談窓口講習会受講延人数:1420人 講習会受講延人数:34件 金融のあつせん件数:34件 | 33.485 商工会事務局内の女性登用について、働きかけを行なった。 |
|-------|-----------|-----|---------------|------------------------------|--|--|------------------------------------|

③女性の人材登録の促進

- 広く女性の能力と経験を活用していくため、個人情報の安全確保を基本として、女性人材登録制度を創設し、有効な活用を図ります。

| 部 | 課 | 課員 | 事務事業名 | 目的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|-----|-------|-------------|----------|---|--|---|---------|------------------|
| 市民部 | 市民生活課 | 再 委嘱 129 | 男女共同参画事業 | ○すべての市民(市・市民事業) ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、男女共同参画社会の実現をめざす | 啓発資料の作成・配布や啓発講座等参加者数:784人 市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る | 3.214 広く女性の能力と経験を活かしていくための女性人材登録制度を検討中。 | | |

②家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

- 男女共同参画社会を形成していくため、家庭での男女平等を確立するよう、男性の生活的自立を図るとともに、男女が共に責任を負う家庭のあり方についての啓発を推進します。
- また、地域活動への女性の参画を促進し、バランスの取れた地域社会を形成していくよう、意識啓発や活動支援を行ないます。
- さらに、男女が経済活動とともに担い女性の経済的自立を促進していくため、働く場において男女平等の機会と条件が確保されるよう、女性の就労を支援する体制づくりを推進します。、

①家庭での男女共同参画の推進

- 各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に向けた意識啓発に努めます。

| 部 | 課 | 課員 | 事務事業名 | 目的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|-----|-------|-------------|----------|--|--|---|---------|------------------|
| 市民部 | 市民生活課 | 再 委嘱 129 | 男女共同参画事業 | ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、男女共同参画社会の実現をめざす | 啓発資料の作成・配布や啓発講座等参加者数:784人 市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る | 3.214 啓発講座やリレーイベントを開催し、学習機会を提供し、男性の家事等への参加啓発に努めたが、男性の出席率が少なかった。 | | |

②地域活動への女性の参画促進

- 市内における女性団体・グループ・サークル等の育成や活動の支援を行うとともに、団体等の交流を促進し、情報交換等を通じたそれその他の活動の活発化を促進します。
- 地域女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への派遣を行なうとともに、女性を対象とした学習機会を提供します。
- 地域活動における男女共同参画を進めため、男性の参加を促進するとともに、地域振興組織、女性団体等と連携し、推進体制の形成を図ります。

| 部 | 課 | 課員 | 事務事業名 | 目的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|-------|----------|-------------|----------|--|---|--|---------|------------------|
| 総務企画部 | まちづくり支援課 | 再 委嘱 124 | 地域振興支援事業 | ○まちづくりや住民自治などの活動を通じて、個性と魅力ある地域をめぐらしく推進するための活動や市民活動を行っている活動団体や市民。 | ○地域振興助成金による財政支援 ○地域イベント開催回数5回 ○まちづくり支援センターによる相談 ○コミュニティ助成件数5件 ○地域活動中の事故件数5件 | 59.286 まちづくりや住民自治などをめぐらしくして、個性と魅力ある地域に対し、地域活動への女性の参画を促進するための支援を行なった。 | | |

| | | | | | | | |
|-----|-----------|----------|---------------------|---------------------------|---|-------------|---|
| 市民部 | 市市民 活課 | 再 227 | 人権啓発推進団体 体活動支援事業 | ○人権啓発推進団体 ○自主活動の活性化を図る | ○人権啓發活動団体や女性団 体への活動費の一部補助を行 う。 ○各団体の活動内容、①市民 を対象とした同和問題等の選択 講座開催会、②市民を対象とした 人権講習会・地域学習会を開 催。③人権啓發に係る啓発活動 (J-様の花運動等)。④会員を 対象とした各種研修会への参 加。など | 活動支援団体数:6団体 | 5,948 人権啓発推進団体に対し、地域活動への女性の 参画を促進するよう支援を行った。 |
|-----|-----------|----------|---------------------|---------------------------|---|-------------|---|

③職場における男女平等の推進

○ 多様な働き方への支援

● 農業に携わる女性組織の活動を支援するとともに、就労環境の改善に向けた基盤整備など条件整備を促進します。

● 自営業を営む女性や事業の共同経営者とのネットワークづくりを促進し、情報交換などを通じた能力の向上や事業の活性化を促進します。

● 生活体験や地域活動、農業などを通じて生まれた共通事業や起業を支援し、情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

| 部 | 職 務 | 再 129 | 対 象 | 内 容 | 実績報告 | 法規額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|-------|-----------|----------|---------------|--|---|--|--|
| 市民部 | 市市民 活課 | 再 382 | 男女共同参画事 業 | ○すべての市民市・市民・事業 者) ○男女平等の意識を、市民に広 く浸透させるとともに、男女共 同参画社会の実現をめざす | 講習資料の作成・配布や啓発講 座を開催することによる 市民の男女共同参画社会の 意識高揚を図る | 3,214 男女の懇親会等の確保、待遇の改善、女性の職 業能力開発など就労支援を関係機関で行なわれてい るが、市独自の啓発はできなかった。 | |
| 産業振興部 | 地政課 | 再 396 | 担い手育成事業 事業 | ○認定農業者等担い手農家 ○農業振興資金利用農家 ○アグリフーズ出荷販売生産農 家 | ○農業として自立できる農家の 育成 ○農業者・法人の経営改善計画 の認定 ○高効率的な農業者の育成 | 利子補給件数:50件 経営改善計画認定数:15件 就農塾登録件数:20 利子補給件数:50件 経営改善計画認定数:15件 就農塾登録件数:20 | 経営改善支援や認定農業者等に情報や交流の 場を提供し、ビジネスチャンスの拡大などに努め た。 |
| 産業振興部 | 商工観光課 | 再 397 | 商工業団体支援 事業 | ○安芸高田市商工会(市内の商 工業者) ※H19年4月合併 | ○経営改善普及事業一経営指 導員(7名)による経営相談窓口 巡回・個別・集団指導の実施(金融のあっせん件数:84件 融資・税務・経理一般・経営革新、 販路・取引・情報化等) ○地域絆合振興事業一部女性部活動 強化活動・青年部・女性部活動 助成 ○情報サイト・運営事業・産業活 動支援センター・運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務務 務代理事務等事業主の事務代行 等 | 33,485 動く場の創出など、商工会の全員の中で働きか けをお願いした。 | |

(3)行政の男女共同参画推進の取り組み
本市における男女共同参画を促進していくため、行政内部の取組を強化し、女性職員のあらゆる分野への参画や積極的かつ適正な登用などを、住民にわかりやすいかたちで全庁的な男女共同参画を推進します。

①女性職員の職域拡大

| | | | | |
|---|---|----|-------|-------------------|
| ○ 固定的な概念を廃し、あらゆる分野への女性の参画を基本とし、女性職員の職域の拡大を図ります。 | | | | |
| 部 門 | 課 | 事務 | 再 告 揭 | 事務事業名 職員人事管理事業 |

②女性職員の管理、監督者への登用促進

| | | | | |
|---|---|----|-------|-------------------|
| ○ 男女の別なく、能力と適正に応じて民主のかつ公平な職員配置に努めることも、能力に応じた女性職員の管理、監督者への登用を進めます。 | | | | |
| 部 門 | 課 | 事務 | 再 告 揭 | 事務事業名 職員人事管理事業 |

③女性職員の方針決定の場への参画促進

| | | | | |
|--|---|----|-------|-------------------|
| ○ 計画や施策の決定などに女性職員の意見が反映されるよう、方針決定の場への女性職員の参画に努めます。 | | | | |
| 部 門 | 課 | 事務 | 再 告 揭 | 事務事業名 職員人事管理事業 |

評価

評価

評価

(3) 自立した生き方づくり

| 施策の基本方向 | 具体的施策 | 事務事業名 | | |
|---------------------------|--------------------|-------|-----|-------------------|
| (1)自立の意識の確立をめざして | ①男女の意識改革の推進 | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | ②女性の自立意識の向上 | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| (2)子育てをしやすい環境の整備 | ①保育の充実 | 再掲 | 299 | 保育所運営事業 |
| | | | 300 | 私立保育園事業 |
| | | | 301 | 保育所施設整備事業 |
| | ②子育て支援体制の充実 | 再掲 | 144 | 家庭教育事業 |
| | | | 306 | ファミリーサポートセンター事業 |
| | | | 308 | 子育て支援等相談事業 |
| | ③児童の育成環境の整備 | 再掲 | 305 | 児童館・児童クラブ事業 |
| | | 再掲 | 306 | ファミリーサポートセンター事業 |
| | | | 307 | 育児支援家庭訪問事業 |
| (3)農山村における男女平等参画の推進 | ①女性が活動しやすい環境づくりの推進 | | 284 | 家族介護支援事業 |
| | | 再掲 | 299 | 保育所運営事業 |
| | | | 379 | 農業経営体制整備事業 |
| | ②経済的地位向上と就業条件・環境整備 | | 373 | 農業委員会運営事業 |
| | | | 377 | 農業振興推進体制整備事業 |
| | | 再掲 | 379 | 農業経営体制整備事業 |
| | | | 386 | 特産振興・都市農村交流促進事業 |
| | | | | |
| (4)高齢者の主体的活動を支える条件整備 | ①就労支援の充実 | | 296 | シルバー人材センター助成事業 |
| | | 再掲 | 382 | 担い手育成事業 |
| | ②社会参画の推進 | 再掲 | 206 | スポーツ教室・大会等開催事業 |
| | | | 295 | 老人クラブ連合会助成事業 |
| | | | | |
| (5)社会支援を必要とする女性(男性)のための支援 | ①相談体制の充実 | | 287 | 高齢者福祉相談事業(高齢者福祉課) |
| | | | 288 | 高齢者福祉相談事業(高齢者支援室) |
| | | | 312 | 相談指導事業 |
| | | | 320 | 生活保護総務事業 |
| | | | 323 | 母子自立支援事業 |
| | ②自立の支援 | | 281 | 介護予防事業(高齢者支援室) |
| | | | 317 | 地域生活支援事業 |
| | | | 321 | 生活保護扶助事業 |
| | | | 322 | ひとり親家庭等医療公費負担事業 |
| | | | | |

3 自立した生き方づくり

(1)自立の意識の確立をめざして
男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

①男女の意識改革の推進

○男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発の充実を図ります。

○女性や男性が家庭・育児・介護において、均等の取扱いが担のもとで、それぞれが人生を豊かに生きることができるよう、男女平等の視点に立った意識改革を推進します。

| 部 | 課 | 再事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|-----|-------|-------------------|------------------|--|--|------|---------|--|
| 市民部 | 市民生活課 | 129 男女共同参画事業 葉 | ○すべての市民(市・市民事業者) | ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、男女共同参画社会の実現をめざす | ○男女平等の作成・配布や啓発講座等参加者数:784人 ○男女平等の意識を開拓することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る | | 3,214 | 男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の立場として自立して生活していくよう、男女共同参画についての意識啓発、意識改革に努めた。 |

②女性の自立意識の向上

○女性が一人の人間として、自立していくことができるよう、女性が基本的人権として認識するよう、情報提供や広報活動の充実を図ります。

| 部 | 課 | 再事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|-----|-------|-------------------|------------------|--|--|------|---------|--------------------------------------|
| 市民部 | 市民生活課 | 129 男女共同参画事業 葉 | ○すべての市民(市・市民事業者) | ○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発することにより、男女共同参画社会の実現をめざす | ○男女平等の作成・配布や啓発講座等参加者数:784人 ○男女平等の意識を開拓することにより、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図る | | 3,214 | 啓発講座や人材派遣などで、女性の自立意識の向上のための情報提供に努めた。 |

(2)子育てをやすい環境の整備
男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていくため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供、保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援の充実を図ります。

①保育の充実

○多様な保育需要に対応し、低年齢時保育、乳児保育、延長保育等保育サービスの充実を図ります。

| 部 | 課 | 再事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|-------|--------|---------------|--------------------------|---|---|-------------------------|---------|--|
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 299 保育所運営事業 | ○日中養育を受けることができる児童及びその保護者 | ○保育者の就労等の支援を行ふため希望する保育所へ希望する保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。 | ○保育所への入所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。 | 入所乳幼児数:594人 定員数:810人 | 707,228 | 保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。 |
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 300 私立保育園事業 | ○私立保育園 | ○私立保育所に通う乳幼児及びその保護者 | ○保育者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する保育所でできるように努める。○支弁合帳の作成と国庫への補助金申請。 | 乳幼児数:266人 定員数:240人 | 238,570 | 保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。 |
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 301 保育所施設整備事業 | | | ○向原こはど園の新築 | 指定管理・運営事業:1件 | | 修繕等を行い、環境整備に努めた。 |

②子育て支援体制の充実

- 総合文化保健福祉施設の整備に伴い、子育て支援センターを設置し、保健所等の連携を図ながら、保健に関する専門的な知識の提供や両親相談の実施など、施設整備を活かした支援体制が充実を図ります。
- 子育てや支援の実施を図ることとともに、保護者同士の交流の機会と場の提供を行います。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。

○ 男性のための育児教室や子育て講座の開催、講演会など、生涯学習における子育て支援のための事業の充実を図るとともに、男女の幅広い参加を促進します。

| 部 局 | 課 名 | 事務番 号 | 事務番 名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|------------------|------------|----------|-----------------|---|---|---|---|---------|
| 福祉保 健部 | 子育て 支援課 | 303 | 子育て支援等相談事業 | ○ 調問票を抱える児童(18歳未満) | ○ 学校、児童相談所、民生委員、児童委員など保健施設と連携した相談指導体制により児童を取り巻く諸問題に適切に対応し、児童を健全に育成する。 | ○ 家庭児童相談事業 ○ 子育て支援相談事業 | 相談件数:52件 相談回数:563回 | 4,560 |
| 福祉保 健部 | 子育て 支援課 | 306 | ファミリーサポートセンター事業 | ○育児支援が必要と認められる世帯 ○小学校3年生までの子どもとその保護者(離婚等のある子どもの場合は中学3年生まで) | ○ 子育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全な育成 ○児童クラブ等開始前や終了後、子供どもが新しい市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成 | ○ 子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○ 依頼会員の希望に応じ、保健所児童クラブ等開始前や終了後、子供どもが新しい市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成 | 提供会員登録数:64人 依頼会員登録数:87人 利用回数:305回 | 2,875 |
| 教育委 員会事 務室 | 生涯学 習課 | 144 | 家庭教育事業 | ○市内在住の子どもを持つ保護者 | ○ 様々な見点から家庭教育の場より力を発揮すべきづくりの実施) ○ 校・学校・家庭等が連携を持ちながら家庭教育を支援していく環境を整える | ○ 家庭教育推進事業(講演会等 の実施) | 参加者数:1353人 講座開催回数:24回 | 3,653 |

③児童の育成環境の整備

- 児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、児童館や児童クラブの運営の充実を図ります。
- 身近な地域社会の中で、幼児や児童が安全で快適に活動することができる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

| 部 局 | 課 名 | 事務番 号 | 事務番 名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|-----------|------------|----------|-------------|---------------------------------------|--|--|--|---------|
| 福祉保 健部 | 子育て 支援課 | 305 | 児童館・児童クラブ事業 | ○児童(小学生) ○保護者が労働等により疎か家庭にいる児童(小学生) | ○ 健全な遊びを玩えて、健康を増進するなどにも、情報交換が行われる。○ 生活指導を行い、健全育成を図る。 | ○ 健全な遊びの指導、クラブ活動 ○ 保護者が労働等により疎か家庭にいる児童(小学生) ○ 生活指導を行い、健全育成を図る。 | 児童館入館者数:151人 児童クラブ会員数:407人 員担当者数:558人 クラブ運営。 ○児童館3館、児童クラブ10ヶ | 58,030 |

| | | | | | | | | |
|-------|--------|----|-----|-----------------|--|---|--|--|
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 再掲 | 306 | ファミリーサポートセンター事業 | ○育児支援が必要と認められる世帯の育児支援 ○小学生3年生までの子どもとの保育者(障害者である子ども) | ○子育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全世界での子どもとの保育者(障害者である子ども) | 提供会員登録数:64人 会員と子どもを頂点とするボランティア会員登録数:37人 会員登録回数:565回 利用回数:568回 ○希望する扶養会員の負担軽減に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行なう。預かりは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をし、子育ての気分を伝える体制を作る | 2,375 育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することを就労しやすい環境の整備を図った。 |
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 再掲 | 307 | 育児支援隊訪問事業 | ○出産後間もない時期の乳児を養育している世帯。育児ストレス、育児ノイローゼ等の問題により子育てで不安や孤立感等を抱え、又は虐待のリスクを抱えている若者など。乳幼児又は児童が虐待等があつたり養育者が虐待等に負担がかかる等のこと。他の援助が受けられない等により、子育てや家庭事が困難であること。関係機関と協議のうえ訪問による支援が必要と認められること。 | ○育児支援が必要と認められる世帯に対し、安否確認等の問題により子育てで不安や孤立感等を抱え、又は虐待のリスクを抱えている若者など。乳幼児又は児童が虐待等があつたり養育者が虐待等に負担がかかる等のこと。他の援助が受けられない等により、子育てや家庭事が困難であること。関係機関と協議のうえ訪問による支援が必要と認められること。 | 支援対象者:1人 要支援者数:1人 支援対象者:1人 要支援者数:1人 ○ヘルパーによる家事に賛同する援助、外出にかかる介助、家庭内での育児に関する具体的な援助をする。利用回数は、当月より回して10回を限度とする。10回以上となると再申請となる。 ○利用時間は1回につき1.5時間程度となっている。派遣に際する利用料は無料となる。 ○乳児への訪問等を実施していく。 | 44 安心して子育てできる環境づくりのため、ヘルパー派遣を行なった。 |

(3)豊山村における男女平等参画の推進
豊山村の女性の地位向上を図るために、啓発活動を行うとともに、女性の経営上の位置づけを明確化し、農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画、農業経営者の育成などの環境整備を進めます。

①女性が活動しやすい環境づくりの推進

○家庭や地域社会における男女の固定的な役割分担意識の解消を促進し、地域において女性の社会参画を推進していくため、福祉サービスを始め、家事・育児・介護における女性の負担を軽減していくための施策の充実を図ります。

| 部 | 課 | 科 | 事務 | 事務事業名 | 対象 | 目的 | 実績報告 | 決算額(千円) | 評価 |
|-------|--------|----|-----|-----------|----------------------------|---|---------|--|----|
| 福祉保健部 | 高齢者支援課 | 再掲 | 284 | 家族介護支援事業 | ○在宅で高齢者を介護している家族 | ○家族介護教室を開催を実施してもらい、介護用品の支給や在宅参観者数:353人、介護用品支給者数:258人、家族介護フレッシュ事業参加者(介護者):200人、家族介護手当支給者数:31人 | 21,324 | 男女共同参画施策の視点での実施、家庭介護者の負担の軽減等を図った。 | |
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 再掲 | 299 | 保育所運営事業 | ○日中看護を受けたことができない乳幼児及びその保護者 | ○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の設置管理と事務の調整。 | 707,228 | 保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画面に努めた。 | |
| 産業振興部 | 地政課 | 再掲 | 379 | 農業経営体創立事業 | ○認定農業者等農業生産者 | ○担い手と架落生産体制の整備 ○就可能な農業生産体制の整備 ○研修会への出席 ○地政等での座談会への出席 ○他は育農支援事業(担い手農家、家庭農業団等の規模拡大のための機械導入助成、市中担事業) | 49,739 | 地域農業集団等の研修会に女性の参加を促し、経営技術の向上と共に、男女共同参画を推進する。 | |

②経済的地位向上と就業条件・環境整備

- 女性を農業経営者として育成していくため、JA・関係機関と連携し、各種研修や講習など多様な情報や学習機会の提供に努めます。

○ 6次産業化など地域の特性を活かした新規事業への女性の取組を支援するとともに、農林業、高工業、観光など異業種に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図ります。

| 部 | 課 | 科 | 事務 | 対象事業 | 目的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の見点での評価 |
|----------|----------|-----|------------------|---|--|--|---|---|--|
| 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局 | 373 | 農業委員会運営 事業 | ○農業に興味をもつている者 ○農地の各種権利関係等を設定しようとする者 ○農地を転用しようとする者 | ○農業生産力の発展及び農家の経営の合理化を図り、農家の経営者に寄り添うことを目的とする。 | ○農地法第3条に基づく農地の農地法許可申請件数:179件 新規設定面積:348.6775ha 既存設定面積:1,342.339m ² 再設定面積:1,644.437m ² 農家相談件数:29件 農地バトロール実施回数:4回 広報「農業委員会だより」発刊回数:2回 農地の利用権設定率:24.66% 延べ利用権設定面積:1.284ha/ 農地面積:5.207ha 広報「農業委員会だより」発刊部数:12500部 | 15,480 | 農業経営において、女性の地位向上を目指すとともに、女性農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に寄り添うため、加入者数に影響されにくい、長期的に安定した農業者年金の加入促進に努めた。 | |
| 産業振興部 | 畜産振興課 | 377 | 農業振興団体 制度構築事業 | ○市、霞ヶ浦、公社、県、県の関係機関や担当職員、市内の農業者 | ○担当課が職務に必要な知識等を身につけ、市の農業振興の方向性を検討し、市民に理解してもらう | ○研修会等へ参加及び個別機関との会議、連絡調整を密にすること。 ○市、霞ヶ浦、農業委員会、西部農業技術指導所等で構成する安芸高田市農業振興協議会を定期的に開催。 | 協議会開催回数:4回 協議会部会、運営委員会開催回数:12回 支所説担当課との打合せ会議回数:3回 | 24.9 | 女性農業経営者の育成も含め、関係機関と連携を図り、研修会等を開催し推進を図った。 |
| 産業振興部 | 地政課 | 379 | 農業経営体創立 扶助事業 | ○地政農業者等農業生産者 | ○担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備 | 農業推進基盤設置入数:446人 基盤充実度化接続組織数: 11組織 ○農業等での座談会への出席 ○地域窓口支援事業(担い手手配 家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独事業の) | 49,739 | 地域農業集団等の農業経営研修会を行い、女性の経営上の地位の向上を推進した。 | |
| 産業振興部 | 地政課 | 386 | 特産振興都市農村交流促進事業 | ○特産品生産者 ○都市農村交流利用者 | ○特産品の振興と都市農村による農家経済の安定化を図る。安心を確保するとともに、地政地税を推進するため特別栽培農産物認定制度の充実を図る。 (直販フェアなど4か所にて開催) | ○特産品の振興と都市農村交流促進事業の認証制度の利用件数:6件 ○都市農村交流施設でのイベント開催、販売等の活動に対する支援。(直販活動:新開折込など) ○市内みか所にある農産物の加工・販売施設の管理運営 認証農産品目の累棟数:30件 | 21,734 | 特産振興・都市農村交流促進事業を展開し、農業に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図った。 | |

(4)高齢者の主体的活動を支える条件整備

- 高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢社会に対応した生活設計の支援の充実です。
- また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図るなど、高齢社会に対応した就業機会の確保を図ります。

①就労支援の充実

- 高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの組織の充実を促進し、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。
- 國境世代の定年退職を控え、就農や起業を支援する体制の整備を推進し、リリターンを活用するとともに、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。

| 部 門 | 課 | 再 事務 | 事務事業名 | 対 働 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 法算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|-----------|------------|------|--------------------|--|--|--|--|---------|---------------------------------|
| 福祉保 健部 | 高齢者 福祉課 | 236 | シルバー人材セン ター助成事業 | ○齢が60歳以上で定年退職者 等のシルバー人材センター会 員。 | ○就業の場を通じて地域社会 への貢献と自らの健康づくり、 生きがいの充実ができる環境づ くりを支援する。また、無資格の農業 や就業機会を確保し、組織的 に提供する。また、就業に必要な 知識及び技術の付与を目的とし て講習を行なう。その他就農を 通じて、高齢者の生きがいの元 素、社会参加の満足感を図るため の事業を行なうための助成を行 なう。 | ○臨時かつ五百頭飼育の就業又 はその地盤易な業務に係る就 業を希望する高齢者たために 、就業機会を確保し、組織的 に提供する。また、無資格の農業 や就業機会を確保し、組織的 に提供する。また、就業に必要な 知識及び技術の付与を目的とし て講習を行なう。その他就農を 通じて、高齢者の生きがいの元 素、社会参加の満足感を図るため の事業を行なうための助成を行 なう。 | シルバー人材センター会員数: 344人 受注件数:2591件 就業実人数:351人 就業延人数:24802人 | 31,750 | 高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業機会の視点での評価 |
| 産業振 興部 | 地政課 | 302 | 担い手育成事業 | ○認定農業者等担い手農家 ○農業振興資金利用農家 ○アグリワーズ出荷野菜生産農 家 | ○研修会や情報提供・農業資 料の利子補給制度・共同利用 経営改修計画認定件数:20 回の認定 ○意欲的な農業者の育成 | ○研修会や情報提供・農業資 料の利子補給制度・共同利用 経営改修計画認定件数:15件 回の認定 ○意欲的な農業者の育成 | 研修会や情報提供を行い、認定農業者等担い 手農家の就農や起業を支援した。 | | |

②社会参画の推進

- 高齢者が社会で自立した一員として、生きがいを持つて生活できるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、世代間交流など多様な機会との提携を図ります。

| 部 門 | 課 | 再 事務 | 事務事業名 | 対 働 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 法算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|--------------------|--------------------|------|------------------|-------|---|--|------------|---------|--|
| 教 育 委 員会事 務局 | 文化・ スポーツ一 般課 | 206 | スポーツ教室 会等開催事業 | ○市民 | ○市民の体力向上、健康増進、 スポーツ技術の向上、スポーツ による交流の促進。 | ○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催 | 教室等開催数:24回 | 2,272 | 高齢者が社会で自立した一員として、健 康を維 持し生きがいを持つて生活できるようスポーツ 等を開催し、世代間交流など多様な機会との提 携の視点での評価 |
| 福祉保 健部 | 高齢者 福祉課 | 235 | 老人クラブ運合会 助成事業 | | | | | | 高齢者の社会参加や高齢者の地域貢献推進の 視点での評価 |

(5)社会支援を必要とする女性(男性)のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

①相談体制の充実

○高齢者・障がいのある人、ひとり親家庭、低所得者の生活上の諸問題について、適切な指導・助言を行い、自立を支援していくため、相談機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

| 部 | 課 | 事務番号 | 事務事業名 | 対象者 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千元) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|-------|--------|------|-------------------|---|---|--|--|--|--|
| 福祉保健部 | 高齢者福祉課 | 287 | 高齢者福祉相談課 | ○高齢者及びその家族。 | ○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう相談を行って支援する。 | ○支援を必要とする高齢者にはじめとするサービスをはじめとしたサービスへ引越し等を行った。また、心配ごと相談等を社会福祉士の不安高齢者へ委託し高齢者等の不安の解消を図った。 | 安心生活創造事業対象者:211 | 10,000 | 見守り等が必要な高齢者について、月1回の見守り等を実施した。また、関係機関との連携を強化した。 |
| 福祉保健部 | 高齢者支援室 | 288 | 高齢者福祉相談事業(高齢者支援室) | ○高齢者及びその家族・高齢者を支える地元住民 | ○生み慣れた地域で安心してそのらしい生活を維持していくことが出来るよう相談・支援を行う。 | ○高齢者への相談が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービス等適切なサービス、機関の紹介または制度の利用につなげていく等の支援を行う。 | 総合相談件数:6811件 | 8,886 | 高齢者の生活上の諸問題について、総合相談を実施し、相談機能の充実を図った。また、関係機関との連携を強化した。 |
| 福祉保健部 | 社会福祉課 | 312 | 相談指導事業 | ○安芸高田市出身および在住の障がい児者とその家族 | ○地場で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をして、日常生活問題の相談としての解決策を考える。 | ○生活に必要な問題の相談事例を2箇所の障害者相談員は日勤、身体障害者相談員は日勤、各1名を知的障害者相談員は1名を任命配置し、障がい者の問題解決に専念してもらっている。 ○障害者相談員の活動について明記されたものが多く、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催 | 自立支援協議会:6回 障害者生活相談支援事業:1961件 相談員相談件数:99件 | 25,050 | 相談事業所の相談員は男性2名、女性2名で、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。 |
| 福祉保健部 | 社会福祉課 | 320 | 生活保護経済事業 | ○生活保護制度に係る事務担当職員(ケースワーカー)及び生活保護制度利用対象住民 | ○民生保障制度による事務処理の流れ、対象者としての社会的・経済的な自立を援助すると共に、生活意識の向上を図る。 | 計画した訪問のうち計上回り実施した訪問実績数:615人 ○関係職員の研修・監修事業の実施 ○生活保護受給対象者本人や隣係先の訪問調査の実施 ○電話を専門職へ外部委託する ○嘱託医に医療要否意見書等の審査を委嘱する。 ○関係機関へローワークとの密接な連携に基づいて、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。 ○関係機関との連携を図りながら、適切な指導・助言を行って、対象者の自立を援助する。 | 3,388 | 高齢者・障がいのある人ひとり親等の被保護者世帯の自立を支援するに、関係機関に連携した就労支援事業や訪問等の適正実施が図られた。また、そのため必要な職員の研修も実施した。 | |

| | | | | | | |
|-----------------|------------------|-----------------------|-------------------------|---|---|--|
| 子育て支援課 家庭教育部 | 323 母子自立支援事 業 | ○母子・寡婦(D)の被災者を含 む) | ○生活の安定を図り、自立を促 進していく | ○1.母子事業補助金事業 安芸高田市母子事業補助金事業 運営会へ活動費補助金を交付 | ○2.児童扶養手当事業。父と生 計を同じくしない世帯に手 当を支給する。 ○3.D級被害を受けた母子の身 辺保護と生活再建のための施 設整備に関する委託料の負担 (用設保設一切の事務)。 | 102,088 ひとり親家庭の福祉向上を図るために、相談窓口 や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業 により、生活の自立を促進した。 |
|-----------------|------------------|-----------------------|-------------------------|---|---|--|

②自立の支援

- | 事業者事業名 | | 対象 | 目的 | 内容 | 実施 |
|----------------|--------------------------------------|--|---|------------------------------------|--------|
| 介護予防事業(高齢者支援室) | ○懇ねは65歳以上の高齢者。(一) 般高齢者・特定高齢者・要支援者 | ○心身の状態や環境の状況に 応じて対象者自らの選択に基づ く、介護予防を推進するとともに、就業機会の提供や社会参画の促進に努めます。 | ○一級高齢者に対する介護予 防啓発・リサーチ・地元住 民への情報発信等 | 通所型介護予 防啓発・リサーチ・地元住 民への情報発信等 | 数:376人 |

| 部 門 | 事務事業名 | 対 象 | 内 容 | 決算額(千円) | | |
|------------|---------------------|--|--|---|---|--|
| | | | | 実績報告 | 過去型介護予防事業延用利用者数:817人(参考:8事業所、直営教室:6回)、介護予防事業延用利用者数:51人、介護予防事業延用参加者数:1579人 | 42,694 |
| 高齢者 福祉部 | 介護予防事業 (高齢者支援室) | ○施設内65歳以上の高齢者。(一) ・要支給者・特定高齢者・要支援者 ～要介護5) | ○心身の状態や環境の状況に基づいてあ象者自らの選択に基づく 防除染・リーダー研修・地域住民グループ助成を行った。また、一定期間型介護予防事業延用者に 特定高齢者～要支援者や訪問による運送サービスや訪問による個別指導を行い、介護予防支援を行った。 | 26,094 | 障がいのあるなしに関わらず、地域で生活するための支援を行った。 | 395,216 |
| 社会福 祉課 | 地対生活支援事 業 | ○職がい・智福祉施設に入所して いる障がい(児)者や長期社会的入院をしている精神障がい者 | ○生活訓練や就労支援などを行いながら、施設や病院から出 来場で生活ができるようクリニックやショパン事業を実施する意 欲を醸起し、障がい者スポーツの普及や市民が障害者に対する理解や交流を深め、障がい者同士もまた交流をすること。 ②運転免許料減免 | 月平均保護世帯数:192世帯 月平均保護人數:320人 当年度新規開設世帯数:66世 帯 当年歟止世帯数:41世帯 | ひとり親家庭扶養費支給額: 78,100円 ひとり親家庭扶養費支給件数: 3323件 ひとり親家庭受給者数(年度 末):344人 | ひとり親家庭の生活実情に応じてひとり親家庭扶養費を支給し、生活の安定と自立を促進した。 |
| 社会保 健部 | 生活保険扶助事 業 | ○市内に居住又は現在地を有し、生活困難に陥っている世帯 | ○貧困や失職、その他のいろいろな事情で生計困難に陥り、あらゆる努力をしてしてもうにもならない くつた世帯に対し、最低限度の生活を保障すべく、経済的及び精神的な自立が図られるよう援助する。 | 8,095 | ひとり親家庭扶養費の自己負担分一部助成。平成18年7月末までは医療費と自己負担分を併せて医療費と自己負担分としていた。しかし、ひとり親家庭等医療費の自己負担事業を今後どちらを定めて持続可能な事業とするために、受益と負担の関係の見直しを図った結果、平成18年8月1日以後は医療機関につけ1日250円の一部負担金を導入した。平成20年8月1日以降は一日500円となつた。 | ○受給対象者の医療費の自己負担分一部助成。平成18年7月末までは医療費と自己負担分を併せて医療費と自己負担分としていた。しかし、ひとり親家庭等医療費の自己負担事業を今後どちらを定めて持続可能な事業とするために、受益と負担の関係の見直しを図った結果、平成18年8月1日以後は医療機関につけ1日250円の一部負担金を導入した。平成20年8月1日以降は一日500円となつた。 |
| 保健医 療部 | ひじり親家庭等医 療公費負担事業 | Cひじり親家庭の受給対象者は次の条件をすべて満たす者。ひとり親家庭の父又は母及び児童(児童の年齢は0歳から18歳に満たない)の3月31日までであること。医療保険に加入していること。ひとり親家庭の父又は母が安芸高田市に住所を有していること。所得標準非課税世帯であること。 | ○ひとり親家庭の父又は母及び児童等に對し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。 | | | |

(4) 安心して暮らせるまちづくり

| 施策の基本方向 | 具体的施策 | 事務事業名 | | |
|--------------------|----------------|-------|-----|----------------------|
| (1)生涯を通じた健康づくり | ①健康づくりの推進 | 再掲 | 206 | スポーツ教室・大会等開催事業 |
| | | | 243 | 「健康あきたかた21」計画策定事業 |
| | | | 251 | 老人保健健康診査事業 |
| | | | 252 | 成人支援事業 |
| | | | 249 | 母子保健健康診査事業 |
| | | | 250 | 母子支援事業 |
| | ②生命と性の尊重 | 再掲 | 139 | 市民セミナー開催事業 |
| | | 再掲 | 168 | 人権教育推進事業 |
| | | 再掲 | 250 | 母子支援事業 |
| (2)生活安定のための条件整備 | ①総合的な福祉サービスの充実 | | 272 | 介護保険制度運営事業 |
| | | | 275 | 介護保険給付・適正化事業 |
| | | | 278 | 介護予防サービス計画作成事業 |
| | | | 283 | 介護予防在宅支援事業 |
| | | | 285 | 生活支援ハウス管理委託事業 |
| | | 再掲 | 288 | 高齢者福祉相談事業(高齢者支援室) |
| | | | 289 | 権利擁護事業 |
| | | | 310 | 自立支援給付事業 |
| | | | 311 | 権利擁護事業 |
| | | 再掲 | 312 | 相談指導事業 |
| | | | 313 | 社会参加支援事業 |
| | | | 316 | 相談支援事業 |
| | ②地域福祉活動の推進 | 再掲 | 317 | 地域生活支援事業 |
| | | 再掲 | 124 | 地域振興支援事業 |
| | | 再掲 | 264 | 社会福祉協議会事業援助事業 |
| | ③福祉のまちづくりの推進 | | 1 | 都市計画法・建築基準法関連事業 |
| | | | 422 | 公共事業評価委員会事業 |
| (3)安全・安心のまちづくり | ①子どもの安全の確保 | | 160 | 安全管理事業 |
| | | | 161 | 安全教育推進事業 |
| | | | 61 | 防犯活動推進事業 |
| | | | 65 | 交通安全推進事業 |
| | | | 67 | 消費生活推進事業 |
| | ③災害時における安全の確保 | 再掲 | 53 | 防災体制整備事業 |
| | | | | |
| | | | | |
| (4)若者が居住する環境づくりの促進 | ①定住基盤の整備 | | 7 | 地域高規格道路東広島高田道路建設計画事業 |
| | | | 16 | J R利用促進事業 |
| | | | 19 | 生活路線確保対策等事業 |
| | | | 24 | 地域情報格差是正事業 |
| | | | 69 | 市営住宅等整備事業 |
| | | | 383 | 農産物産地育成事業 |
| | | | 398 | 雇用対策事業 |
| | | 再掲 | 128 | まちづくり委員会開催事業 |

| | | | | |
|-------------------------|--------------------|----|-----|-----------------|
| | | | 156 | 特色ある学校づくり事業 |
| | | 再掲 | 299 | 保育所運営事業 |
| | | 再掲 | 306 | ファミリーサポートセンター事業 |
| (5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実 | ①女性に対する暴力の発生防止 | 再掲 | 60 | 防犯啓発推進事業 |
| | | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | | 再掲 | 323 | 母子自立支援事業 |
| | ②セクシャルハラスメント防止対策充実 | 再掲 | 129 | 男女共同参画事業 |
| | | | 130 | 青少年育成啓発事業 |
| | | | 132 | 図書類自動販売機等立入調査事業 |
| | | 再掲 | 177 | 人材育成事業 |
| | ③相談体制の充実 | | 437 | 職員研修事業 |
| | | 再掲 | 60 | 防犯啓発推進事業 |
| | | 再掲 | 238 | 総合相談事業(吉田) |
| | | 再掲 | 239 | 総合相談事業(八千代) |
| | | 再掲 | 240 | 総合相談事業(高宮) |
| | | 再掲 | 241 | 総合相談事業(甲田) |
| | | 再掲 | 323 | 母子自立支援事業 |

4 安心して暮らせるまちづくり

(1)生涯を通じた健づくり

生涯にわたる健づくりを支援するため、健づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。

○ 健康教育、乳がん・子宮がん検診等の健康診査、骨粗しょう症検診など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善などを機会の提供に努めます。

①健づくりの推進

- 生涯を通じて気楽にスポーツに親しみ、健づくりができるよう、緊急スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しま機会と場の提供に努めます。
- 男女共同参画がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にしていくことを学ぶ機会の提供に努めます。

- 妊産婦、乳幼児の健保扶助制度を図るよう、妊娠・出産・育児の各時期を通じて一貫した母子保健対策の充実を図ります。

- 生理を通じて気楽にスポーツに親しみ、健づくりができるよう、緊急スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しま機会と場の提供に努めます。

- 健康教育、乳がん・子宮がん検査等の健康診査、骨粗しょう症検査など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善などを機会の提供に努めます。

- 女性のライフステージに応じた健診講座の開催や健診相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。

- 健康教育、乳がん・子宮がん検査等の健康診査、骨粗しょう症検査など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善などを機会の提供に努めます。

- 女性のライフステージに応じた健診講座の開催や健診相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。

| 部 | 課 名 | 専務 員 数 | 専務事業名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 法規額(千元) | 男女共同参画施策の視点での 特徴 |
|-----------|-----------|--------------|------------------------------|---------------|---|--|--|---------|--|
| 福祉保 健部 | 保健医 療課 | 243 | 「健 康あ さかた 21」計画策定事業 | ○市民 | ○市民一人ひとりが自ら発展・運 動・休養のバランスのどれか生 活習慣を身につけ、主体的な健 康づくりに努める。 | ○I健診が受けられる(会員:34人) 講会を設立する(会員:34人) ○推進協議会全体会員の開催(2 回規約、全体・部会での取り組 みの計画、実践報告し、共有す る。 ○推進協議会役員会(3回)イ メージキャラクターの募集・審査 等について ○推進協議会協会(4部会、延 べ8回開催)今年度の具体的 取り組みの実績、来年度の取り 組みの検討 | 全体会員・部会開催回数:31回 健康あさかた21推進会議に基づき、健康づくり の普及・啓発活動を実施した。健康まつり・市民ウォー キング・成年式での啓発・IAまつりへの協賛・小 学生への禁煙教育・がん予防講演会等を開催し た。 | 94 | |
| 福祉保 健部 | 保健医 療課 | 251 | 老人保健健診 事業 | ○老人保健健診 | ○がん検診は6月～7月及び10 月の期間、市内9会場で21日 間、健診機関へ登録してして いる。 ○100人間ドックについては4月 ～12月の期間、7ヶ所の検診機 関へ委託して実施している。 ○がん検診項目として、胃・大 腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検 診を実施。 | ○がん検診は早期に発見し、適切な 治療及び生活習慣病の改善を 行い、健診等で送ることができる。 ○がん検診は4月 ～12月の期間、7ヶ所の検診機 関へ委託して実施している。 ○がん検診項目として、胃・大 腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検 診を実施。 | 1540 人 1610人 人 | 34,215 | 女性特有のがん検査を取り組み、受診率などと もにアンケートを実施しながらにについての理解や受 診行動について、民間団体(ピングリボン)と共に健 康意識を高め、若い年齢層に啓発した結果、受診率の向上 につながった。なお、平成21年度の特定健診受 診率は、県内1位であった。 |
| 福祉保 健部 | 保健医 療課 | 252 | 成人支援事業 | ○おおむね40歳以上の市民 | ○健康新たにに対する知識、生活習慣 の改営方法を学び、実践し、健 康の保持増進を図るとともに、 生活習慣病の予防に努める。医 療相談の削減。 | ○老人大クラブや地域のサロン等 の運営や学習会、運動会及 し、ブール健診教室、ワーキ ング大会の実施、心の健康づく りとして、うつ予防の講演会等 や家庭訪問とおして健康づく りのための個別支援を行ってい る。 | 3236人 488人 | 20,768 | 健診結果をもとに、特定保健指導対象者の全戸 訪問し、対象者のニーズに応じて支援につな がっている。また、生活習慣病予防について、 は、健康あさかた21の斜面でもリンクさせ、事 業を実施した。市内全地域への啓発を、検査を させていく必要がある。 |

| | | | | | | | |
|------------|-----|--------------|---|--|---|--------|---|
| 福祉保健課 | 249 | 母子保健検診 事業 | ○安芸高田市に住所を有する妊婦及び乳幼児 ※(市手放 ○乳児健診検査: 9ヶ月～11ヶ月 児: 1歳6ヶ月～3歳児健診: 1歳 6ヶ月～1歳8ヶ月児: 3歳児健 康検査: 3歳6ヶ月～3歳6ヶ月 月児: 1歳6ヶ月～3歳児健診等 神先端検査等)及び事後指導 (医療機関委託分)妊婦・乳児一 般健康検査 | ○妊娠が早期から定期受診が できるようにし、妊娠・胎児の健 康状態を確認して必要な医療や 指標が受けられ、安心・安全な 出産が図られるよう指導する。 ○妊娠・胎児の健診を実施し、 各連携事の 早期発見のためのスクリーニ ングを行い、必要な医療や支援が 受けられるようすと共に、保 護者の育児不安を察知し健 康の育成を促す。 | 乳幼児健診受診者数(乳 児・1歳6ヶ月児・3歳児健診 検査): 543人 医療機関委託妊婦一般健診 検査受診者数: 2309人 医療機関委託乳児一般健診 検査受診者数: 345人 | 28.5/2 | 妊娠の健康管理を促し、乳幼児の健やかな成長 発達や保護者の育児を支援するため、妊娠受診券を発行し、乳幼児の定期健診を実施した。 また、乳幼児健診後スタンミーティングを行って、保護者支援を対応する。以後は、精査者支援が必要な乳幼児には、医療機関等への照会や 検査や子育て相談・支援(保健教室や赤ちゃん 教室による)を行い、母子保健検査の充実 図った。 |
| 福祉保健課 | 250 | 母子支援事業 | ○妊娠婦・乳幼児とその保護者 ○育児に強い不安や負担のある 保護者 | ○日常生活や口腔衛生などの子 育てについてもう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽 減し、子どもが健やかに成長す るとともに、保護者が楽しく子育 てしていくことができる。 ○妊娠や出産育児に対する不 安の解消ができ、健やかな妊 娠・出産が図られる。 | 乳幼児健診教室(延参加者 数) 621人 相談会(延参加者数): 991人 (赤ちゃん訪問(新生児・乳児) (延年数): 197件 | 11.9/8 | 妊娠・乳幼児に関する健康教室や相談会を実施 し、母子保健対策の充実を図った。また、赤ちゃん の全戸訪問や支援の必要な乳幼児のが訪問・相 談など行い、保護者の必要な乳幼児が増加傾向に 行つた。差達支援の専門的な知識・技術を習得していく必 要があり、今後専門的な知識・技術を習得していく必 要がある。 |
| 教育委員会事務局 | 206 | スポーツ教室事業 | ○市民 | ○市民の体力向上、健康増進、 スポーツ技術の向上、スポーツ による交流の促進。 | 教室等開催回数: 24回 ○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催 | 2.2/2 | 生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、健康・体 づくりができるよう普及スポーツの普及や各種ス ポーツ教室など、スポーツ振興会・体育協会との連携を 行う。 |
| 文化・スポーツ振興室 | 再掲 | スポーツ教室事業 | ○市民 | ○市民の体力向上、健康増進、 スポーツ技術の向上、スポーツ による交流の促進。 | 教室等開催回数: 24回 ○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催 | 2.2/2 | 生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、健康・体 づくりができるよう普及スポーツの普及や各種ス ポーツ教室など、スポーツ振興会・体育協会との連携を 行う。 |

②生命と性の尊重

○男女がお互いの生命と性を尊重し、性に対する正しい知識を基に生命の尊さを理解できるよう、学校教育や生涯学習などにおける生命と性についての学習機会の充実を図ります。

○女性が妊娠や出産について、女性の自己決定権が尊重されるよう、性についての正しい知識や情報を提供し、女性の自己決定についての意識の啓発を推進します。

| 部 | 課 | 再事業 | 事業事業名 | 対象 | 目的 | 内 容 | 講座の要請に 応じて定期講座(報酬法令・社 会教育法第2条、第22条) | 講座開催回数: 17回 | 実績報告 | 決算額(千元) | 男女共同参画施策の担当部課 |
|----------|-----------|-----|----------------|---------------------------------------|--|---|---|-------------|------|---------|--|
| 教育委員会事務局 | 生涯学習課 | 再掲 | 市民セミナー開催 事業 | ○安芸高田市の成人 ○市民 | ○生涯学習の現代的な課題を 中心に様々な学習機会の提供 を行い、市民一人一人が生涯 学習の観点に立ち、自己の人 格を磨き、豊かな人生を送るこ との実現とする。 | ○市民のニーズ、社会的要請に 応じて定期講座(報酬法令・社 会教育法第2条、第22条) | | | | 450 | 市内の六文化センター等でそれぞれの状況に基 づいた内容と社会的課題に応する内容等の学習 機会を提供している。今後は、地域社会における 男女間の関係の現状と課題等身近な問題につ いて学習機会を設定する。 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育質量監査室 | 再掲 | 人道教育推進事業 | ○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒 | ○人道教育に関する教員の指 導の向上 ○児童生徒の豊かな人権感覚 の育成 | ○教職員対象の人権教育研修 ○余の開催 ○指導主事等の学 校訪問による指導 | 人権教育に係る研修会: 3回 校内研修の実施校数: 10校 | | | 0 | 人権研修実施により、児童生徒のみならず指導 する教職員の人権尊重の精神を涵養すること で、男女共同参画意識の基礎を固めることがで きた。今後男女共同参画意識を高揚させる直接 的な研修を持つ必要がある。 |

| | | | | | | |
|-------|------------|----|-----|--------|-------------------------------------|---|
| 福祉保健部 | 保健医 保健課 | 再掲 | 250 | 母子支援事業 | ○妊娠婦・乳幼児とその保護者 ○育兾に強い不安や負担のある保護者 | ○食生活や口腔衛生などの、子育てに必要な知識や生活習慣を身につけてもらう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽減し、子どもが健やかに成長するなどもに、保護者が楽しく子育てしていくことができる。 ○妊娠や出産・育児に対する不安の解消ができる、優やかな妊娠・出産が迎えられる。 |
|-------|------------|----|-----|--------|-------------------------------------|---|

(2)生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの充実など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のハリアフリーを推進するなど、住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。

①総合的な福祉サービスの充実

○高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、住宅の提供等生活の安定のための支援を進めます。

○介護保険制度を適正に運営し、要介護高齢者等に対する住宅、施設サービスの充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図ります。

○障がいのある人が主導的に活動するサービスを選択できるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。

○認知症高齢者や意図の疎通が困難な歓喜のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、機会均等に関する住民意識の啓発や利用援助などの事業推進を図ります。

| 部 | 課 | 科 | 事務 | 事務事務名 | 対象 | 内容 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での 評価 |
|-------|------------|-----|------------------|---|--|---|--|-----------|---|------------------|
| 福祉保健部 | 高齢者 福祉課 | 272 | 介護保険制度運 営事業 | ○介護保険被保険者及びその 家族 | ○介護保険や支援が必要となる被 保険者が、いつでも必要な介護 サービスを受けることができるよ う、介護保険制度や介護サービ ス等について、パンフレット等に よる啓発を行うとともに、介護保 険に関する相談等を受けること により、介護保険の円滑な運営 を行う。 | ○介護保険電子処理システム を構築(改修)し、事務処理の正 確性・迅速化を図る。 ○介護保険制度や介護サービ ス等について、パンフレット等に よる啓発を行うとともに、介護保 険に関する相談等を受けること により、介護保険の円滑な運営 を行う。 | 要介護認定者数(月平均): 230人 介護サービス利用者数(月平 均):2012人 介護保険事業計画市民説明 会:回 | 9,400 | 介護を社会全体で支え、介護や支援が必要と なった被保険者が、いつでも必要な介護サービ スを受けることができるよう努めた。 | |
| 福祉保健部 | 高齢者 福祉課 | 283 | 介護予防在宅支 援事業 | ○概ね65歳以上の高齢者(一般 高齢者・特定高齢者・要支援1~5高齢者) | ○要支援高齢者に在宅支援の サービスを提供し、在宅支援を行 う。 | ○要支援サービス外に出 支援・委託放送・訪問問題受 付・住宅改修・日常生活支援の サービスを提供を行った。 | 認食サービス事業配食実数: 1268人 外出支援サービス延用者数: 1264人 器具類放送番号サービス延用 者数:244人 訪問理美容サービス延用者 数:275人 高齢者日常生活用具支給事 業:67 | 7,211 | 高齢者が安心して暮らすことができるよう、配食 サービス事業を実施した。在宅高齢者にサービスを 提供することにより、住み慣れた地域での生活維 持を助長することができた。 | |
| 福祉保健部 | 高齢者 福祉課 | 275 | 介護保険給付・適 正化事業 | ○介護保険給付・適 正化事業 | ○介護や支援が必要な被保険 者及びその家族 | ○介護サービス提供事業者や 受給者からの請求に基づき、適 正に行われたサービスについて 介護給付費の支払いを行う。 また、低所得者へは 介護給付費の負担の軽減を行う。 | 毎年介護サービス受給者数(年 間):17108人 施設介護サービス受給者数(年 間):6255人 地盤窓型サービス受給者数 (年間):784人 | 3,446,876 | 介護や支援が必要となつた被保険者へ必要な介 護サービスを提供し、低所得者へは利用者負担 の軽減を行い、不正な介護サービスを減少させ、 サービス受給者が質の高いサービスを受けるこ とができるよう介護保険制度の適切な運営を行 った。 | |

| 部 | 課 | 事務番号 | 事務事業名 | 対象 | 目的 | 内容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の観点での評価 |
|---------------|-----------|------|----------|---|---|---|--------|--|-----------------|
| 福祉保 健部 | 社会保 健部 | 312 | 相談指導事業 | ○安芸高田市出身および在住の障がい(児)者とその家族 | ○生活に必要な問題の相談事 業をし、日常生活問題の相談とその解決策を考える | 自立支援協議会・6回 障害者生活相談支援事業： 196件 相談員相談件数：99件 | 25,036 | 相談支援事業所の相談員は男性2名、女性2名で、男女に関する相談しやすい体制をとっている。 | |
| 福 祉保 健部 | 社会保 健部 | 313 | 社会参加支援事業 | ○本市出身・在住の児(者) ○社会参加する安芸高田市在住の児童・相談障がい児者及び母 親・障害者等の相談者及びその家族を対象とした「社会に出てく る」ための支援事業 | ○障がいの児無にかかわらず、 すべての人が等しく社会参加の 機会を有し、それぞれの立場で 社会に出てくことのできる真に豊 かな生活社会を築くため、在宅 福祉サービスを主に地域を基盤 とする社会参加支援事業 | 日常生活用具貸付件数：102件 日中一時支援利用者：90人 移動支援利用者数：79人 | 20,051 | 障がいのあるなしに関わらず、地域で生活し、様々な社会活動に参加するための支援を行った。 | |
| 福 祉保 健部 | 社会保 健部 | 316 | 相談支援事業 | ○障害がある児童上の配慮を 要するなどして生活上の困難を持つ児童とその保護者 ○障害や発達上の困難性のある子との保護者、教員等の支援者 | ○障害がある児童についての心 身発達上の問題や悩みや育児 上の困りごとが解決できる。 ○配慮を受ける子どもとの関わ り方を工夫し、健やかな育児が できる。 ○保護者の育児不安や負担感 が軽減する。 ○これらのことを通して子どもの 発達上の二次障害を防ぐことができる。 ○配慮の二次障害が抑制でき る。 | 個別相談件数：43件 施設支援件数：43件 | 642 | 障害がある子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児不 上の困りごとの相談をとおして、保護者の育児不 安や負担感の軽減を図った。 | |
| 福 祉保 健部 | 社会保 健部 | 289 | 福利厚生事業 | ○困難な状況にある高齢者 | ○障害者をして、地域において尊 厳のある生活を維持し、自分ら しく安心して生活を送ること。 | 成年後見制度利用支援件数：0 広報回数：1回 相談対応実件数(被相談者)：14件 相談対応実件数(消費者)：3件 相談対応実件数(成年後見制度)：7件 | 574 | 高齢者が、福祉サービスの利用や資産管理で不 利益をこうむることのないよう、権利擁護に努め た。センターの社会福祉士を中心に関係機関との連携を行った。 | |

| | | | | | | | |
|-------|----|-----|----------|----------------------------------|--|--|--|
| 福祉保健部 | 再掲 | 317 | 地域生活支援事業 | ○障がい者福祉施設に入所している障がい(児)者や長期社会的入院者 | ○生産生活アシスタンスト事業、重慶心身障害者通院費補助事業、障害者特質施設運営費等交換費、施設事業、在宅障害者介護手当受給者、当補助事業、スポーツ・ツレクリーク、車両運送・免許取得事業、自動車改造整備補助事業、ひろしま障害者フライングディスク大会金補助事業、障害者就職支援事業 | 福祉ホーム利用者数:26人、重度心身障害者通院費補助人數:165人、在宅障害者介護手当受給者数:104人、スポーツ・ツレクリーク、車両運送・免許取得事業、ひろしま障害者フライングディスク大会金補助人數:3、スポーツ・ツレクリーク等参加者数:411人 | 26,094 障がいのあるなしに問わらず、地域で生活するための支援を行った。 |
|-------|----|-----|----------|----------------------------------|--|--|--|

②地域福祉活動の推進

| | |
|--|---|
| ○社会福祉協議会を中心として、地域振興会などの地域の組織・団体と連携し、住民や地域で支え合う地域福祉体制の実現を促進します。 | ○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。 |
| ○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。 | ○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。 |
| ○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。 | ○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。 |

③福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての住民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインを基本とした建物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。
- 民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に則した整備を指導するとともに、JR駅やバスのバリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。

| | |
|---|--|
| ○民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に則した整備を指導するとともに、JR駅やバスのバリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。 | ○男女共同参画施策の推進の視点での評価 男女共同参画施設の視点での評価 男女共同参画施設の視点での評価 男女共同参画施設の視点での評価 |
| ○男女共同参画申請関係受理件数:117件 ○男女共同参画申請関係届出受付件数:0件 ○建設リサイクル受付派遣事業件数:165件 | ○福祉のまちづくり条例の整備対象施設對にについて、すべての人が自由に行動できるよう必要な整備の指導を行った。指導により公益的施設等が利用しやすくなっている。 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|----------------|-----|---------|-----------------|--------------|--|
| | | | | 〇対象事業の事前評価と結果：中止という再評価を通じて事業の効果等を確認してもらう | 〇安芸高田市公共事業評価実施要綱に基づき、評価が多様な施設等について公事会に諮問し、着手・推進。中止に関して答申を受ける | 〇公共事業の受益者となる市民 | 422 | 建設部 管理課 | 422 公共事業評価委員会事業 | 評価委員会開催件数:0件 | 0対象事業の事前評価と結果：中止という再評価を通して事業の効果等を公事会に確認してもらい、公事会等の整備が進むるが、今年度は整備がなかった。また、この事業は公共事業の透明性の一層の向上に役立っている。 |
|--|--|--|--|--|--|----------------|-----|---------|-----------------|--------------|--|

(3) 安全・安心のまちづくり

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

①子どもの安全の確保

- 家庭・学校等を通じて、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の養成に努めます。

Digitized by srujanika@gmail.com

| 部 門 | 課 名 | 事務事業名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) |
|------------------|---------------------------|--------------|---------------------------|--|---|--------------------------------|---|
| 教育委 員会事 務局 | 学校教 育推進室 ・教育教 務課 | 160 安全管理事業 | 市内小・中学校児童生徒 | ○登下校時や学校生活において安全を確保し、安心して学校生活が送れるよう体制を整える。 ○学校活動における不慮の災害に備え、児童生徒に災害保険を掛けすることで、教育活動を円滑に進めていく。 | ○登下校時の安全確保のため、児童生徒に防犯ブザーや懲戒金を配付。 ○日本スポーツ振興センター災害保険への全児童生徒の加入推進 | 災害保険加入率:100% 災害給付金延べ件数:500件 | 2,355 登下校時に保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を図った。市内における逃亡等の犯罪はなく効果を上げている。 |
| 教育委 員会事 務局 | 学校教 育推進室 ・教育教 務課 | 161 安全教育推進事業 | 市内園小・中学生の園児・児童・生徒・保護者・教職員 | ○児童生徒の安全に対する意識・能力の向上 ○児童生徒の生命と安全を守るための教職員の指導力の向上 | ○危機回避のための情報提供 (危機管理室との連携、学校への周知) | 園児児童生徒の安全管理の実施:20回 | 0 児童生徒に交通安全意識の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図ることで、「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の浸透に努めた。児童生徒の安全を確保するためにには学校だけではなく家庭や社会の協力が必要である。 |

②日常生活における安全の確保

- 生涯の各時期に応じた交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道、信号機、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。
 - 高齢者や、子ども、女性など犯罪に弱い立場にある住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯活動の支援などを通じて犯罪の発生にいい環境づくりを推進します。

| 男女共同参画施策の拠点での 調査 | | | | | |
|------------------|-------|-----------|---------|-----|---|
| 部 | 課 | 事務 担当 | 事業事業名 | 対象 | 内 容 |
| 総務企画部 | 危機管理室 | 65 事業業 | 交通安全推進事 | ○市民 | ○交通安全に対する意識を持つ でもらう ○春夏・秋季における「レー ド」、交通安全教室、ネット村を開 催する |
| 総務企画部 | 危機管理室 | 61 事業業 | 防犯活動推進事 | | ○防犯活動を行う市民団体及 び防犯活動に賑わいのある市民 ○防犯施設を推進し、防犯活動 見守り地図等防犯意識活動支援 組織等の連携し、安否確認手帳の配 布及びステッカー・防犯手帳の配布 |

| | | | | | |
|-----------|----|----------|---|----------------------------------|-------|
| 市民部 市民生活課 | 67 | 消費生活推進事業 | ○消費生活問題に対する専門相談員を配置し相談に応じる。相談員不在時には国・県の消費生活相談センター等における相談を行なう。 | ○消費生活相談件数:41件 相談窓口開催時間数:270時間 | 1,781 |
|-----------|----|----------|---|----------------------------------|-------|

③災害時における安全の確保

- 高齢者や障害のある人、子ども、女性など災害に弱い住民の安全を確保するため、的確な災害情報の提供に努めるとともに、避難場所の周知徹底やコミュニケーションによる避難体制の確立などを推進します。

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----|----------|--|--|---|--|---|-------|-------|-----------------|
| 部 | 課 | 事務課 | ○避難場所が開設された場合、プライバシーの確保などにより住民一人ひとりの権利が保護された住民一人ひとりの権利を保護する限り住民一人ひとりの権利を保護します。 | ○内 容 | ○内 容 | 目 的 | 対 象 | 実績報告 | 実績報告 | 男が共同参画施策の視点での評価 |
| 経済部 災害対策室 | 53 | 防災体験施設事業 | ○市民及び職員 | ○在民の生命・財産を災害から保護するため、貯蓄計画の修正正と併せて、災害予防・修正を行うとともに、災害予防・災害応急対策及び災害の発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。 | ○防災会議の開催:1回 防災会議(防災心)の備蓄:4608食 非常食:1320枚 毛布の備蓄:1320枚 | ○防災会議の開催:1回 防災会議(防災心)の備蓄:4608食 非常食:1320枚 | ○市長の生命・財産を災害から保護するため、貯蓄計画の修正正と併せて、災害予防・災害応急対策及び災害の発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。 | 8,325 | 8,325 | 男が共同参画施策の視点での評価 |

(4)若者が居住する環境づくりの促進

- 都市的賃貸と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労の場の確保を推進し、UJターンの促進による若者の定住を図ります。

- JR玉造線の時間短縮や運行頻度の向上、生活交通サービスとしてのバス交通の充実を図り、豊かで便利な市民生活の実現を推進します。

- 「安芸あさかた広域ネットワーク」のより有効な活用を図り、上下水道の整備など安全で快適な生活環境づくりを進めます。

- 魅力ある定住の場としていため、良質な市営住宅の提供、生活道路・上下水道の整備などに、6次產業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就労の確保や新たに就業の機会の創出に努めます。

| | | | | | | | | | | |
|--------------|----|----------------|--|--|--|--|--|-------|-------|--|
| 部 | 課 | 事務課 | ○農林水産業や商工業の中核企業対策の推進などにより地域は産業の振興を図るとともに、6次産業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就労の確保や新たに就業の機会の創出に努めます。 | ○内 容 | ○内 容 | 目 的 | 対 象 | 実績報告 | 実績報告 | 男が共同参画施策の視点での評価 |
| 建設部 地球温暖化対策室 | 7 | 東広島県格付道路建設計画事業 | ○向原吉田総合道路事業に係る土地・建物所有者並びに沿線地元住民に理解・協力を求めることにより円滑な事業促進を図る。 | ○建設事業に係る土地・地形・路線調査・詳細設計並びに沿線地元住民への事業説明会合せ、要望事項の確認・物件調査一用地買地元、地権者への事業説明会の回数(吉田地区:77回) ○平成21年度については、水利工事一併用開始の回数(吉田地区:40回) ○向原町においては、21人と土地・物件補償契約を行なった。 ○向原町においては、物件調査及び隣接工事の用地境界立会を実行した。 第一期工区(吉田～向原町正力地区まで) 平成20年代半ば完成目標 第二期工区(向原町正力地区～主要地方道広島三次線まで) 平成20年代後半完成目標 | ○建設事業に係る土地・地形・路線調査・詳細設計並びに沿線地元住民に理解・協力を求めることにより円滑な事業促進を図る。 | ○建設事業に係る土地・地形・路線調査・詳細設計並びに沿線地元住民に理解・協力を求めることにより円滑な事業促進を図る。 | ○建設事業に係る土地・地形・路線調査・詳細設計並びに沿線地元住民に理解・協力を求めることにより円滑な事業促進を図る。 | 1,306 | 1,306 | 定住や交流の基盤となる地域活性化道路 広島吉田道路(向原吉田道路)の早期整備に向けて、用地・補償・調査等促進を図った。 |
| 経済企画部 | 16 | JR利用促進事業 | ○鉄道を利用し、近隣市へ通学・運動・買い物などを目的とした利用者 | ○JRの利用を促進し、路線を維持することにより、利用者の交換率や、三江線・芸備線それぞれの利用促進期成同盟会・芸備線対策協議会の公認的なイベント活動による利用促進策を行なう。 | ○市独自のネット版時刻表の作成や、芸備線利用促進期成同盟会・芸備線対策協議会の公認的なイベント活動による利用促進策を行なう。 | 10回 | 10回 | 237 | 237 | JRの利用促進に向け、三江線・芸備線それぞれの利用促進を行なう。三江線については、平成22年度に公認されることが決まりました。男女の利用実態や利用促進に対する意見を聞き取ることとする。 |

| 部 | 課 | 母 事務 機関 部署 | 事務事業名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の導入点での 評価 |
|-----------|------------|---------------------|---|--|---|---|--|---------|----------------------|
| 経済企 画部 | 政策企 画課 | 19 生活路線確保対 策等事業 | ○全市民 特に自ら移動手段を 持たない児童・生徒、高齢者など | ○気兼ねなく利用することがで きる満足度の高い公共交通を提 供する。 | ○バス運行から、朝夕の定路線 運行と民間のデマンド運行とい う、新しい公共交通システムへ の転換を図っている。平成21年 10月から美土里町・高宮町・甲田町の一 部地まで、路線バスとお太郎バスによる新公共交通システムの実証 運行を開始した。このシステムの利用実態があたり多く金見を見て評議を実施した。また、運行開始後 に行つた利用実態調査についても、多くの女性から意見を集め、課題等の改善についての協 議を行つた。 | 実車走行キロ（南北交通）： 683894キロ バス運行補助金：96481425円 | 287,098 平成21年10月に美土里町・高宮町・甲田町の一 部地まで、路線バスとお太郎バスによる新公共交通システムの実証 運行を開始した。このシステムの利用実態があたり多く金見を見て評議を実施した。また、運行開始後 に行つた利用実態調査についても、多くの女性から意見を集め、課題等の改善についての協 議を行つた。 | | |
| 経済企 画部 | 情報化 推進室 | 24 地域情報普及 正事業 | ①民間通信事業者によるADSL サービスが提供できない地域 を対象としたサービスの提供者 ②地上波デジタル放送が受信 できない市町村における受信 設備の改修に係る助成、及び 新規地盤のテレビ共同受 信施設設置に係る助成の実施 | ①民間通信事業者によるADSL サービスが提供できない地域 (吉田町小山・竹原地区、甲田 町小原地区の一部)について、 SGHや無線アクセス及び行政 センター(光ファイバー)を活用し た安価な接続 ②地上波デジタル放送が受信 できるよう、既設のテレビ共同受 信施設の改修に係る助成、及び 新規地盤のテレビ共同受 信施設設置に係る助成の実施 | 無線アクセスマルチサービス加入世帯 (累計)1114戸 | 91,497 豊かで便利な住民生活の実現を推進するため、 地域による階級格差を是正するよう、広域ネット ワークの有効利用を図つた。 | | | |
| 建設部 | 住宅改 善課 | 69 市営住宅等整備 事業 | ○住宅ニーズに対応した市内・ 市外の方 | ○適力ある市営住宅の整備を 行うことにより、快適で暖かいの あるまちづくりを進めます。 | 雇用促進住宅貯取：160戸 火災警報器設置戸数：70戸 | 174,916 慎力ある定住の核としていくため、雇用促進住 宅の購入を推進し、快適な生活环境づくりを推進し ます。 | | | |
| 産業振 興部 | 地政課 | 383 農産物生産者 事業 | ○野菜等の農産物生産者 | ○施設野菜等生産者の拡大に よる生産量増 ○加工施設面積の拡大 ○生産面積の拡大 | 補助金給付件数：12件 施設整備面積：7789m ² | 140,310 農産物产地育成により地域産業の振興を図 り、経営安定を進め担い手育成・確保を行 う。 | | | |
| 産業振 興部 | 商工課 光部 | 398 就用対策事業 | ○市内3高校の生徒、市内企業 | ○懇親会が開催する職場訪問 間事業者に対して補助金を支 出する。 ○市内企業等就職内定者に對 しての合同研修会の開催。 | 研修会参加者数：22人 職場訪問者数：151人 | 39 就用対策協議会を2回開催し、教育委員会、中 学校長会、県立高等学校、商工会、商工連 合会、ハローワークに参画していただき、今後の 安芸高田市における雇用対策について協議を 行つた。また、市内の企業等の就職内定者を対象に合 同研修会を行つた。 県立吉田高等学校の1年生市内企業職場訪問 に対し、補助金を交付した。 | | | |

②定住を考える環境づくりの推進

- 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長するよう、保健サービスの充実をはじめとする地域における子育て支援を図ります。

| 部 | 課 | 母 姓 | 事務部署名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 決算額(千円) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|----------------|-------------|--------|------------------|--|---|--|----------------------|--|-----------------------------------|
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 再 婚 | 保育所運営事業 | ○日中養育事業 ○保育所への入退所の支援を行うため乳幼児及びその保護者 | ○保護者の就労支援のため乳幼児を保育所に預け、男女共同参画に努めた。 | ○保育所への入退所の支援を行うため乳幼児を保育所へ希望する時に入所できるように努める。 | 入所登録員数:594人、定員数:810人 | 707,228 | 保育所の就労支援のため乳幼児を保育所に預け、男女共同参画に努めた。 |
| 福祉保健部 | 子育て支援課 | 再 婚 | アミリーサポートセンター事業 | ○育児支援が必要となることができる世帯 ○小学生までの子どものいる家庭の保育者 ○その保護者(障害等のある子ども) ○その場合の中学生(年生まで) | ○子育て中の保護者の負担緩和 ○子育て中の保護者の負担緩和 ○家庭的なサポートによる子どもの負担緩和 ○子育て中の保護者(依頼会員)による子どもの負担緩和 ○子育て中の保護者(依頼会員)による子どもの負担緩和 | ○子どもを預かってほしい依頼会員登録員数:64人 依頼会員登録員数:87人 利用回数:505回 利用時間数:168時間 | 2,875 | 育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。 | |
| 教育委員会 教育監督室 | 特色ある学校づくり事業 | 156 | 特色ある学校づくり事業 | ○幼稚園、小学校及びその児童生徒、教職員 | ○教職員の指導力向上による学校組織力(伝統と特色)の創造 ○教育研究推進への助成 ○地域社会活動や伝統的な教育活動性進への助成 | 事業実施1校あたりの予算額: 20事業実施園児童生徒一人当たりの予算額:2360円 | 5,486 | 定住環境推進のため、地元との連携により特色ある学校づくりを進め、学校教育の充実を図った。 | |
| 総務企画部 | まちづくり支援課 | 128 | まちづくり委員会 開催事業 | ○まちづくりや住民自治などの活動を行っている市民。 | ○地区振興組織の活動運営や情報交換などを通じて活動が実と継続性を確保するところに、日々の地域活動を通じて得られた意見や要望などを聞いて協議する。 ○他の組織から各5名づつ選出された30人の委員による2回の委員会と、12名又は6名の委員による3つの小委員会を開催して、地域の意見や要望について協議する。 | 委員会開催回数:2回 小委員会開催回数:14回 | 1,113 | まちづくりの積極的な参加の促進を図った。若者をはじめ市民自分がまちづくりの貢献を推進するため、活動運営や情報交換を行う。 | |
| 市民部 | 市民生活課 | 129 | 男女共同参画事業 | ○すべての市民市・市民事業 | ○男女平等の意識を市民に広く浸透啓発するごとに、男女共同参画社会の実現をめざす | 男女平等の意識を市民や経済講習会等参加者数:784人 | 3,214 | 家庭内での女性に対する暴力の終息を予防、他の講演等を開始するごとに、市民の男女共同参画社会の意識高揚を図った。広報紙で電器相談窓口の案内等周知に努めた。 | |

(5)女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実
女性への人権侵害の重大な問題であり、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやす

①女性に対する暴力の発生防止

- 家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・相続するため、資料の作成や情報の提供、講座・セミナーの開催などを通じた意識啓発を進め、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。
 - 関係機関と連携し、配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護と自立に向けた支援を行います。
 - 被害対策の充実を図り、被害者への適切な支援を行うため、警察、病院、民間支援団体とのネットワークづくりなどを進め、情報提供など連携を強化します。

| | | | | | | |
|--------|-----|----------|---|--|---|--|
| 危機管理室 | 60 | 防犯啓発推進事業 | ○市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住する市民活動、勤務を行っているため防犯意識を持つてもう。また、相談事や悩み事の解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。 | ○防犯施設を推進及び啓発する。防犯施設を実施し犯罪被害を防止するため防犯意識を持つてもう。また、相談事や悩み事の解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。 | 安芸高田市民のつどい参加者数 0名 安全安心情報会員登録者数 395人 メール連絡網会員数 28件 | 1,015 受講者からの墨力やストーカー被害女性の保護について、関係機関と連携し支援を行った。 |
| 子育て支援課 | 323 | 母子自立支援事業 | ○母子・夫婦(OV被害者を含む) | ○生活の安定を図り、自立を促進していく | ○母子家庭の母と児童を保護し、生活、住宅、教育へ就職等の自立に向けた支援を行った。 | 102,038 母子家庭の母と児童を保護し、生活、住宅、教育へ就職等の自立に向けた支援を行った。 |

| 部 部 | 事務事業名 | 対 象 | 内 容 | 目 的 | 実績報告 | 実績報告 | 実績報告 |
|----------------|-----------------|--------------------|--|--|-------|---|---------------------------------|
| 市民部 市民課 | 男女共同参画事業 129 | 男女共同参画事業者 | ○すべての市民(市・市民・事業者) ○男女平等の意識を、市民に広く啓発するとともに、男女平等の意識を開催する「上による会議」を開催する ○男女平等の意識を、市民に広く啓発する「上による会議」を開催する ○男女平等の意識を、市民に広く啓発する「上による会議」を開催する ○男女平等の意識を、市民に広く啓発する「上による会議」を開催する | 講座等参加者数:784人 講座等参加者数:784人 講座等参加者数:784人 講座等参加者数:784人 | 3,214 | セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解とその防止を図るため、講座等を開催し意識啓発を図った。発生を予防し、根絶の意識啓発広報、電話相談窓口の案内等周知に努めた。 | 男女共同参画施策の観点での評価 |
| 教育部 教育課 | 人材育成事業 177 | 幼稚園、小中学校教職員 | ○教職員の専門性の向上と職能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び技術運営能力を向上させる。 | 研修会参加者数:240人 研修会参加者数:244人 内研修会参加者数:41人 管理職研修会参加者数:41人 | 2,668 | セクシャル・ハラスメントの防止のため、幼稚園、小中学校教職員の意識啓発を行った。特に学校教職員については不祥事防止上の軸点からも振り返し検査実に防止されるよう指導をした。 | セクシャル・ハラスメントの防止のため、職員の意識啓発に努めた。 |
| 教育企画部 教育政策室 | 再開拓 | | ○教職員として主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金記念金配当 ○教職員研修会参加奨励金助成 | | | | |
| 企画部 企画課 | 437 | 職員研修事業 ○安芸高田市職員 | ○自治体職員としての基礎能力の向上や必要な専門的知識の習得を図り、業務遂行能力の向上を図ること ○職員としての使命感やモラル意識、責任感の醸成を図る。 | 階層別研修参加者数:1277 人 広報監修会合議会 参加者数:151人 研修会研修会(特別研修)参加者数:9人 短期研修会(特別研修)参加者数:38人 | 2,314 | セクシャル・ハラスメントの防止のため、職員の意識啓発に努めた。 | セクシャル・ハラスメントの防止のため、職員の意識啓発に努めた。 |

| | | | | | |
|-----------|-----|-----------------|--------------------------------------|---|---|
| 市民部 市民生活課 | 130 | 青少年育成啓発事業 | ○市内の青少年育成団体及び、青少年育成に関するすべての市民を対象とする。 | ○青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、心身ともに健やかに成長する環境づくりを推進するため、青少年育成団体と生員厚生委員会、保護司会、地団体等へ呼びかけを行つとともに、市内の青少年育成団体との活動の活性化を図り、青少年健全育成を推進する。 | 指導研修会参加者数:113人 青少年の意識調査参加者数:1080人 11月のあいさつ運動実施:25回 |
| 市民部 市民生活課 | 132 | 図書類自動販売機等立入調査事業 | ○市内の図書類取扱店及び図書類自動販売機設置業者 | ○青少年を取り巻く社会環境の整備を図る。 | ○図書類自動販売機の立入調査及び書店等の立入規制により青少年育成の促進を求める懇意な指査を行つては指査を不適切なものについては指査をする。7月に自動販売機の調査、11月に書店等の調査を行い、必要があれば厚生課員が共同で行する特別調査(運営と思われる箇所のみ)を行う。 |

③相談体制の充実

○女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ効率的な対応や支援を行うことができるよう、生活中に図る相談や母子・女性・家庭相談など相談体制の充実を図ります。

| 部 | 課 | 再事業 | 再事業事業名 | 対象 | 内容 | 実績報告 | 法規額(千円) |
|-------------|-------|-----|-------------|---|--|--|---------|
| 経済企画部 | 危機管理課 | 60 | 防犯啓発推進事業 | ○市民が安全で安心して暮らせるための防犯施設を推進及び啓発活動、安芸高田市に居住する市民活動、勤務を行つてゐる市民 | ○安全・安心に関する講演会、シンドジウム、メール連絡会員数:395人、 ○防犯施設及び啓発活動を実施し、居住するための防犯意識を特徴づけた、相談事や悩みについての解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。 | 空手高田市民のつどい参加者数:90名 安全安心情報会員数:28件 メール連絡会員数:395人 | 1,015 |
| 吉田人権会館 | 再構 | 238 | 総合相談事業(吉田) | ○悩みを持つ市民 | ○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の質質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す。 | 巡回相談受付件数:522件 総合相談会受付件数:35件 相談員研修への参加者数:50人 | 2,385 |
| 八千代人権センター | 再構 | 239 | 総合相談事業(八千代) | ○悩みを持つ市民・相談を受け担当者 | ○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の質質向上研修を行い、相談内容に対して適正な指導を行なうことで、悩み事の早期解決を目指す。 | 巡回相談:51回 一般相談:52回 | 600 |
| たかみや人権や人権金館 | 再構 | 240 | 総合相談事業(高宮) | ○各種問題の悩みを持つ市民 | ○悩みを聞いてその解決方法の助言や悩みを取り除く | 巡回相談受付件数:48件 一般相談件数:205件 相談員研修回数:20回 | 2,798 |

| 部 | 課 | 再 掲 事務 | 事務事業名 | 対 象 | 目 的 | 内 容 | 実績報告 | 法算額(千元) | 男女共同参画施策の視点での評価 |
|------------|---------------|-----------------|----------------------|---|--|---|---------|--|-----------------|
| 甲田人 材会館 | 再 掲 241 | 総合相談事業(甲) 田) | ○悩みを持つ市民及び担当者。 | ○開設相談や訪毛相談を行い、 悩みごとを聞きながら深き相談を 行い解解決方法の助言や悩みを 取り除く。 ○各種研修会に参加し担当者の資質向上を 目指す。 | ○生活上の問題に悩みを持つ 市民の来館相談、訪毛相談を 一般相談件数:1526件 相談員研修回数:13回 | 地域巡回相談件数:65件 | 2,032 | 相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境 になつてゐる。 相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図 る。 | |
| 福祉保 健部 | 再 掲 323 | 母子自立支援事 業 | ○母子・妻婦(DV被害者を含 む) | ○生活の安定を図り、自立を促 進していく | ○1.母子環境福祉会補助金事 業。安芸高田市母子環境福祉 連合会へ活動費補助金を交付 する。 ○2.児童扶養手当事業。父ども生 計を同しくしていない世帯に手 当を支給する。 ○3.DV被害を受けた母子の身 辺保護と生活再建のための施 設指面に囲する委託料の負担 (相談・保護一切の業務)。 | 児童扶養手当:201世帯 母子環境福祉会員数:30件 母子環境福祉会員数:184人 | 102,058 | 母子福祉、環境福祉の向上を図るため、相談対 応や助言指導を行つた。 | |

第3部 資料編

平成21年9月5日、安芸高田市男女共同参画宣言都市式典において、宣言文

男女共同参画 都市宣言

美しい自然と豊かな伝統文化をはぐくんできたわたしたちは、国際的な視野をもち、人がひととして尊重され、男女が互いに協働する「人輝く・安芸高田」を実現するため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、男女がともに個人として尊ばれ、互いを認めあい、個性と能力が發揮できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、社会のあらゆる活動や意思決定に、男女が平等に参画できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、互いの性を尊重しあい、いのちを大切にし、安心して生活できるまちをめざします。

平成21年9月5日

安芸高田市

男女共同参画宣言都市記念式典開催時のアンケート集計結果

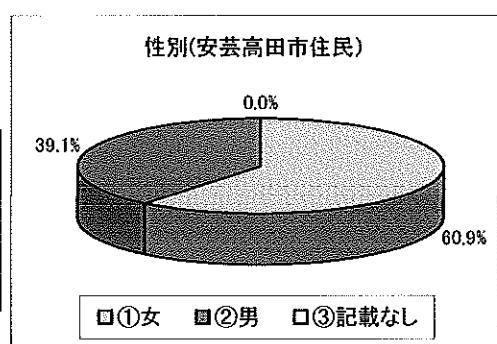
式典開催日 平成21年 9月 5日

式典参加者 450人

アンケート回答者 304人 (回答率67.6%)

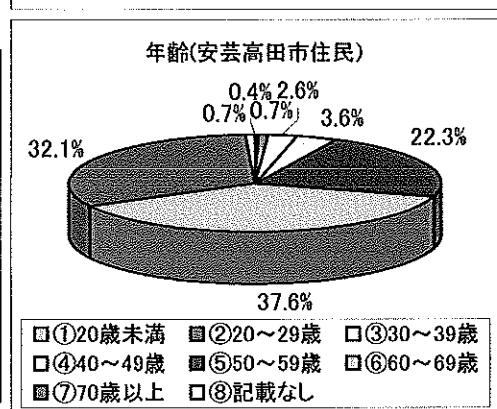
1. 性別

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|-------|------------|------------|
| ①女 | 189 62.2% | 167 60.9% |
| ②男 | 114 37.5% | 107 39.1% |
| ③記載なし | 1 0.3% | 0 0.0% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |



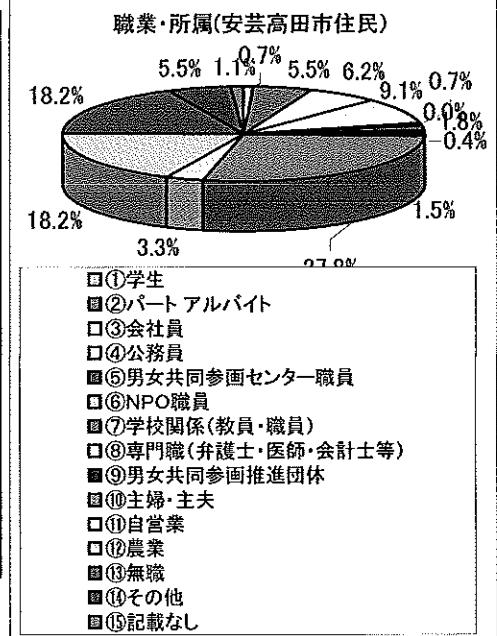
2. 年齢

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|---------|------------|------------|
| ①20歳未満 | 2 0.7% | 1 0.4% |
| ②20~29歳 | 4 1.3% | 2 0.7% |
| ③30~39歳 | 8 2.6% | 7 2.6% |
| ④40~49歳 | 19 6.3% | 10 3.6% |
| ⑤50~59歳 | 70 23.0% | 61 22.3% |
| ⑥60~69歳 | 110 36.2% | 103 37.6% |
| ⑦70歳以上 | 88 28.9% | 88 32.1% |
| ⑧記載なし | 3 1.0% | 2 0.7% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |



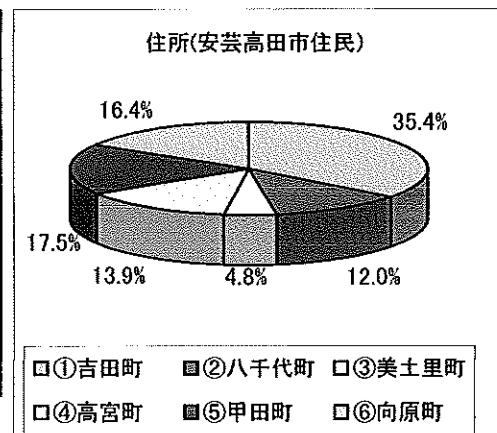
3. 職業・所属

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|-------------------|------------|------------|
| ①学生 | 2 0.7% | 2 0.7% |
| ②パート アルバイト | 16 5.3% | 15 5.5% |
| ③会社員 | 22 7.2% | 17 6.2% |
| ④公務員 | 33 10.8% | 25 9.1% |
| ⑤男女共同参画センター職員 | 3 1.0% | 0 0.0% |
| ⑥NPO職員 | 2 0.7% | 2 0.7% |
| ⑦学校関係(教員・職員) | 8 2.6% | 5 1.8% |
| ⑧専門職(弁護士・医師・会計士等) | 2 0.7% | 1 0.4% |
| ⑨男女共同参画推進団体 | 7 2.3% | 4 1.5% |
| ⑩主婦・主夫 | 77 25.3% | 76 27.8% |
| ⑪自営業 | 9 3.0% | 9 3.3% |
| ⑫農業 | 50 16.4% | 50 18.2% |
| ⑬無職 | 52 17.1% | 50 18.2% |
| ⑭その他 | 15 4.9% | 15 5.5% |
| ⑮記載なし | 6 2.0% | 3 1.1% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |



4. 住所

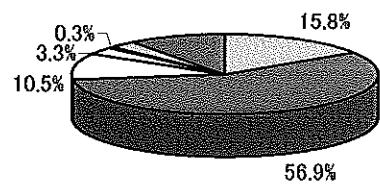
| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|-------|------------|------------|
| ①吉田町 | 97 31.9% | 97 35.4% |
| ②八千代町 | 33 10.8% | 33 12.0% |
| ③美土里町 | 13 4.3% | 13 4.8% |
| ④高宮町 | 38 12.5% | 38 13.9% |
| ⑤甲田町 | 48 15.8% | 48 17.5% |
| ⑥向原町 | 45 14.8% | 45 16.4% |
| ⑦広島県内 | 20 6.6% | |
| ⑧その他 | 7 2.3% | |
| ⑨記載なし | 3 1.0% | |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |



5. 社会全体において、男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|--------------------------|------------|------------|
| ①男性のほうが優遇されている。 | 48 15.8% | 43 15.7% |
| ②どちらかといえば、男性のほうが優遇されている。 | 173 56.9% | 155 56.6% |
| ③平等である。 | 32 10.5% | 30 10.9% |
| ④どちらかといえば、女性のほうが優遇されている。 | 10 3.3% | 10 3.6% |
| ⑤女性のほうが優遇されている。 | 1 0.3% | 1 0.4% |
| ⑥わからない。 | 9 3.0% | 9 3.3% |
| ⑦記載なし | 31 10.2% | 26 9.5% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |

男女の地位(参加者全体)



□①男性のほうが優遇されている。

■②どちらかといえば、男性のほうが優遇されている。

□③平等である。

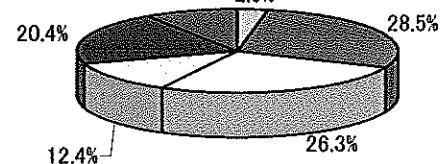
□④どちらかといえば、女性のほうが優遇されている。

■⑤女性のほうが優遇されている。

6. 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|-------------------|------------|------------|
| ①そう思う。 | 8 2.6% | 8 2.9% |
| ②どちらかといえば、そう思う。 | 81 26.6% | 78 28.5% |
| ③どちらともいえない。 | 78 25.7% | 72 26.3% |
| ④どちらかといえば、そう思わない。 | 38 12.5% | 34 12.4% |
| ⑤そう思わない。 | 68 22.4% | 56 20.4% |
| ⑥わからない。 | 0 0.0% | 0 0.0% |
| ⑦記載なし | 31 10.2% | 26 9.5% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |

男は仕事・女は家庭という考え方
(安芸高田市民)



□①そう思う。

■②どちらかといえば、そう思う。

□③どちらともいえない。

□④どちらかといえば、そう思わない。

■⑤そう思わない。

7. 一般的に、女性が職業を持つことについてどう思われますか。

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|--------------------------------------|------------|------------|
| ①女性は職業を持たないほうがよい。 | 3 1.0% | 3 1.1% |
| ②結婚するまで職業を持つほうがよい。 | 13 4.3% | 13 4.7% |
| ③子どもができるまで職業を持つほうがよい。 | 20 6.6% | 19 6.9% |
| ④出産・育児期間は、一時休職し、育児を終えたら再び職業を持つほうがよい。 | 105 34.5% | 98 35.8% |
| ⑤結婚・出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい。 | 114 37.5% | 101 36.9% |
| ⑥その他 | 13 4.3% | 10 3.6% |
| ⑦わからない。 | 2 0.7% | 1 0.4% |
| ⑧記載なし | 34 11.2% | 29 10.6% |
| 合計 | 304 100.0% | 274 100.0% |

女性が職業を持つこと(安芸高田市民)



□項目

■①女性は職業を持たないほうがよい。

□②結婚するまで職業を持つほうがよい。

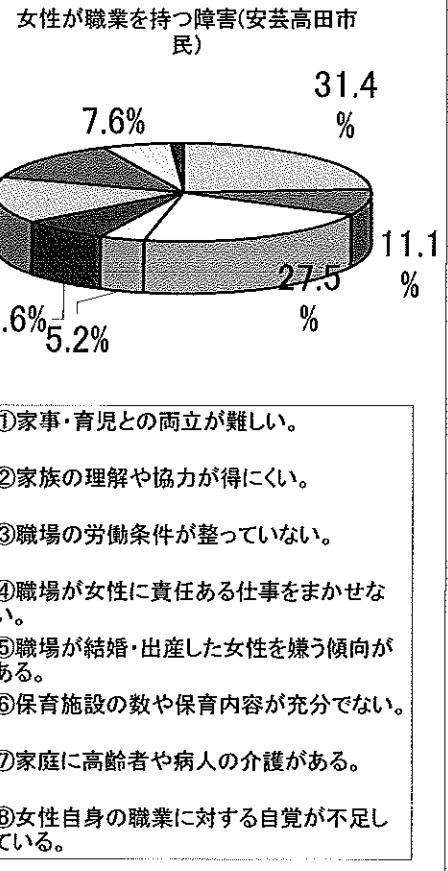
□③子どもができるまで職業を持つほうがよい。

□④出産・育児期間は、一時休職し、育児を終えたら再び職業を持つほうがよい。

■⑤結婚・出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい。

8. 女性が職業を持ったり、または持ち続けていく上で大きな障害となっているのは、どのようなことだと思いますか。

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 |
|------------------------|------------|------------|
| ①家事・育児との両立が難しい。 | 161 24.2% | 144 31.4% |
| ②家族の理解や協力が得にくい。 | 55 8.3% | 51 11.1% |
| ③職場の労働条件が整っていない。 | 138 20.7% | 126 27.5% |
| ④職場が女性に責任ある仕事をまかせない。 | 27 4.1% | 24 5.2% |
| ⑤職場が結婚・出産した女性を嫌う傾向がある。 | 48 7.2% | 44 9.6% |
| ⑥保育施設の数や保育内容が充分でない。 | 106 15.9% | 93 20.3% |
| ⑦家庭に高齢者や病人の介護がある。 | 82 12.3% | 79 17.2% |
| ⑧女性自身の職業に対する自覚が不足している。 | 40 6.0% | 35 7.6% |
| ⑨その他 | 9 1.4% | 6 1.3% |
| 合計 | 666 100.0% | 458 100.0% |



9. あなたの家庭では、次の1~10のことがらについて、どのように分担されていますか。

| 項目 | 参加者全体 | 安芸高田市住民 | |
|-------------------|-------|---------|-----------|
| ①食事のしたく 夫 | 32 | 12.4% | 29 12.2% |
| ①食事のしたく 妻 | 219 | 84.9% | 202 84.9% |
| ①食事のしたく 子ども | 3 | 1.2% | 3 1.3% |
| ①食事のしたく その他 | 4 | 1.6% | 4 1.7% |
| ①食事のしたく わからない | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ②食事の後片付け 夫 | 52 | 18.6% | 47 18.4% |
| ②食事の後片付け 妻 | 212 | 76.0% | 194 76.1% |
| ②食事の後片付け 子ども | 7 | 2.5% | 6 2.4% |
| ②食事の後片付け その他 | 8 | 2.9% | 8 3.1% |
| ②食事の後片付け わからない | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ③洗濯 夫 | 38 | 14.9% | 37 15.7% |
| ③洗濯 妻 | 204 | 80.0% | 186 79.1% |
| ③洗濯 子ども | 7 | 2.7% | 6 2.6% |
| ③洗濯 その他 | 5 | 2.0% | 5 2.1% |
| ③洗濯 わからない | 1 | 0.4% | 1 0.4% |
| ④掃除 夫 | 57 | 20.7% | 53 20.8% |
| ④掃除 妻 | 204 | 73.9% | 187 73.3% |
| ④掃除 子ども | 6 | 2.2% | 6 2.4% |
| ④掃除 その他 | 8 | 2.9% | 8 3.1% |
| ④掃除 わからない | 1 | 0.4% | 1 0.4% |
| ⑤家計費の管理 夫 | 59 | 23.0% | 58 24.7% |
| ⑤家計費の管理 妻 | 189 | 73.5% | 170 72.3% |
| ⑤家計費の管理 子ども | 4 | 1.6% | 3 1.3% |
| ⑤家計費の管理 その他 | 4 | 1.6% | 4 1.7% |
| ⑤家計費の管理 わからない | 1 | 0.4% | 0 0.0% |
| ⑥食料品等の買物 夫 | 55 | 20.2% | 47 19.3% |
| ⑥食料品等の買物 妻 | 209 | 76.8% | 190 78.2% |
| ⑥食料品等の買物 子ども | 5 | 1.8% | 3 1.2% |
| ⑥食料品等の買物 その他 | 3 | 1.1% | 3 1.2% |
| ⑥食料品等の買物 わからない | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ⑦子どもの教育、しつけ 夫 | 77 | 38.1% | 70 28.8% |
| ⑦子どもの教育、しつけ 妻 | 116 | 57.4% | 103 56.6% |
| ⑦子どもの教育、しつけ 子ども | 1 | 0.5% | 1 0.5% |
| ⑦子どもの教育、しつけ その他 | 8 | 4.0% | 8 4.4% |
| ⑦子どもの教育、しつけ わからない | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ⑧乳幼児の世話 夫 | 24 | 18.3% | 22 18.8% |
| ⑧乳幼児の世話 妻 | 103 | 78.6% | 91 77.8% |
| ⑧乳幼児の世話 子ども | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ⑧乳幼児の世話 その他 | 3 | 2.3% | 3 2.6% |
| ⑧乳幼児の世話 わからない | 1 | 0.8% | 1 0.9% |
| ⑨P T Aなどの出席 夫 | 44 | 28.9% | 39 29.1% |
| ⑨P T Aなどの出席 妻 | 103 | 67.8% | 90 67.2% |
| ⑨P T Aなどの出席 子ども | 1 | 0.7% | 1 0.7% |
| ⑨P T Aなどの出席 その他 | 4 | 2.6% | 4 3.0% |
| ⑨P T Aなどの出席 わからない | 0 | 0.0% | 0 0.0% |
| ⑩病人や高齢者の介護 夫 | 43 | 27.0% | 37 26.8% |
| ⑩病人や高齢者の介護 妻 | 106 | 66.7% | 92 66.7% |
| ⑩病人や高齢者の介護 子ども | 3 | 1.9% | 3 2.2% |
| ⑩病人や高齢者の介護 その他 | 4 | 2.5% | 4 2.9% |
| ⑩病人や高齢者の介護 わからない | 3 | 1.9% | 2 1.4% |